

## 第3期

# 七戸町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

七戸町



## はじめに

### ～子ども一人ひとりがすこやかに育ち、 安心して楽しく生み育てることができる 七戸町をめざして～

七戸町では、令和2年に「安心してすこやかな子どもを生み育てることができるまち」を基本理念に掲げた「第2期七戸町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊婦健康診査などによる母子保健や、保育所や認定こども園での教育・保育の充実、子育て相談や支援サービスの拡充など「七戸町らしい子ども・子育て支援」を進め、地域全体で子どもや子育てを応援する町の実現に向けて、取り組んでまいりました。

こうした中、急速な少子高齢化が進行する社会情勢を背景に、本町においても出生数の減少が続いています。また、女性の就業率の上昇や晩婚化・未婚化をはじめ、家族のあり方や子育て世帯のライフスタイル、価値観の多様化、地域のつながりの希薄化など、様々な環境要因も相まって、子どもや子育て世帯をめぐる状況は複雑化しています。

子どもは家庭のみならず、地域にとってのかけがえのない存在であり、未来をつくる大きな力です。多様な子ども一人ひとりに寄り添い、地域みんなですこやかな育ちを支えながら、誰もが未来を切り開くことができる地域、そして、様々な状況にあっても安心して楽しく生み育てることができる地域をつくるため、一層の子ども子育て支援の充実が期待されています。

「第2期七戸町子ども・子育て支援事業計画」が期間の終期を迎えるにあたり、社会情勢や子どもや子育てを取り巻く環境の変化を踏まえつつ、これまでの施策を見直し、町の実情を反映した「第3期七戸町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。七戸町の恵まれた美しい自然環境や歴史や文化を実感できる環境で、すべての子どもたちがすこやかに育ち、安心して子育てができるよう、尽力してまいります。

計画の実現のためには、行政をはじめ、家庭、教育・保育施設、学校、企業、関係団体や機関、地域住民等が、互いに連携しながら推進していくことが必要です。地域の皆様には、この計画の趣旨をご理解いただき、より一層のご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、アンケート調査などにご協力いただきました保護者の皆様、貴重なご意見やご提案をいただきました七戸町子ども・子育て会議の委員の皆様および関係者の方々、パブリックコメントにご協力いただきました多くの皆様に、心から御礼を申し上げます。

令和7年3月

七戸町長 小又 勉



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景と趣旨	3
1-2 計画の位置づけ	4
1. 計画の役割	4
2. 本町における計画の位置づけ	4
3. 計画期間	5
1-3 計画の策定体制	6
1. 「七戸町子ども・子育て会議」における審議・検討	6
2. 行政内部の連携体制	6
3. アンケート調査（町民のニーズ調査）の実施	6
4. パブリックコメントの実施	6

## 第2章 子どもや子育てを取り巻く環境

2-1 七戸町の状況	9
1. 総人口の推移	9
2. 児童人口の推移	10
3. 世帯の状況	10
4. 自然増減・社会増減の傾向	11
5. 出生率	12
6. 合計特殊出生率	12
7. 婚姻・離婚	13
8. 未婚率	13
9. 就業状況	14
2-2 施設等の状況	17
1. 認定子ども園・保育所の状況	17
2. 放課後児童（学童保育）クラブの状況	18
2-3 アンケート調査結果から見える状況	19
1. 調査結果【就学前児童】	19
2. 調査結果【就学児童】	25
2-4 人口推計	30
1. 総人口の推計	30
2. 子ども（0歳～11歳）の人口推計	31
2-5 第2期七戸町子ども・子育て支援事業計画の事業実績	32
1. 教育・保育	32
2. 地域子ども・子育て支援事業	33
2-6 第3期計画策定に向けた課題	37
課題1 教育・保育の総合的な推進への一層への情報発信	37
課題2 子育て世帯の生活環境の多様化に伴う教育・保育ニーズへの対応	37

課題3	教育・保育のニーズ（量）に合わせたハード・ソフトのバランスの検討	38
課題4	安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることのできる環境づくり	38
課題5	連携による機能の強化の検討	38
課題6	子育て家庭を支える地域づくり	39

### 第3章 計画の基本方針

3-1	基本理念	43
3-2	基本目標	44
3-3	計画の体系	45

### 第4章 基本施策の内容

基本目標1	子ども・子育て環境の整備	49
基本目標2	子どもの教育・保育の推進	52
基本目標3	職業生活と家庭生活の両立の推進	53
基本目標4	支援が必要な子どもへの対応	54
基本目標5	親子の健康と健やかな成長の確保・推進（母子保健計画）	55

### 第5章 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策

5-1	量の見込みの算出方法	59
5-2	教育・保育の量の見込みと確保方策	60
1.	1号認定	60
2.	2号認定	60
3.	3号認定	60
5-3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	62
1.	利用者支援事業	62
2.	地域子育て支援拠点事業	62
3.	妊婦健康診査事業	62
4.	乳児家庭全戸訪問事業	63
5.	養育支援訪問事業	63
6.	子育て短期支援事業（ショートステイ）	63
7.	一時預かり事業	64
8.	延長保育事業	64
9.	病児保育事業	64
10.	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	65
11.	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	65
12.	産後ケア事業（新規）	66
13.	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）	66
14.	妊婦等包括相談支援事業（新規）	66
15.	子育て世帯訪問支援事業（新規）	66
16.	児童育成支援拠点事業（新規）	67

17. 親子関係形成支援事業（新規）	67
18. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	67
19. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	67

## 第6章 母子保健計画

6-1 母子保健について	71
6-2 母子保健事業の状況	72
1. 母子保健事業の状況	72
6-3 母子保健事業の内容・目標	74
1. 事業の内容と目標	74
2. 保健水準の目標	76
6-4 関連施策の内容	77
1. 子どもや母親の健康の確保	77
2. 思春期保健対策の充実	78
3. 食育の推進	79

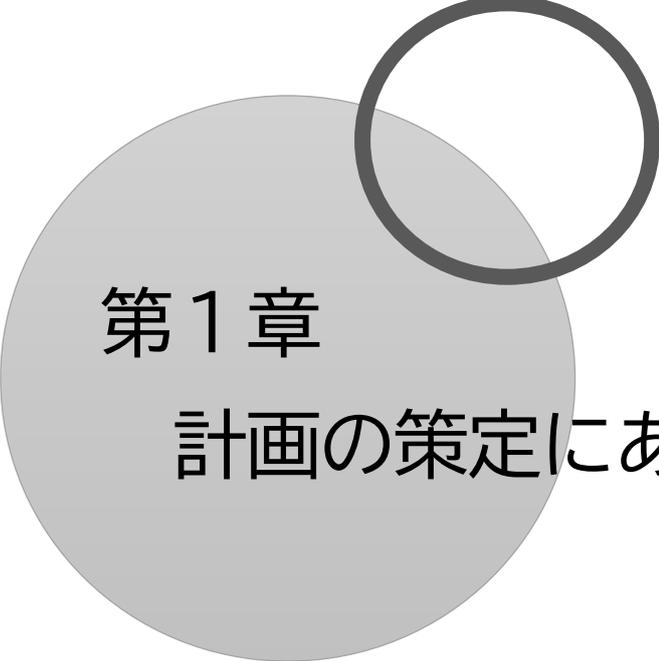
## 第7章 計画の推進評価

7-1 計画の推進体制	83
1. 行政の役割	83
2. 家庭の役割	83
3. 地域社会の役割	83
4. 学校の役割	83
5. 企業の役割	83
7-2 計画の点検・評価・改善	84
1. 子ども・子育て会議の運営	84
2. PDCAサイクルによる検証	84
3. 計画の公表、住民意見の反映	84

## 参考資料

資料1 子ども・子育て会議条例	87
資料2 子ども・子育て会議委員名簿	88





# 第1章

## 計画の策定にあたって



## 1-1 計画策定の背景と趣旨

昨今における子どもや子育てを取り巻く社会動向として、核家族化の進行、共働き家庭の増加や働き方の多様化など、様々な変化が挙げられます。また、少子高齢化や地域のコミュニティの希薄化といった、地域環境の変化も見られます。

こうした変化が見られる中、平成24年度にすべての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指した「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始されました。

これに伴い、七戸町（以下「本町」という。）では、社会情勢や町民のニーズなどを踏まえ、「安心してすこやかな子どもを生み育てることができるまち しちのへ」を基本理念とした「七戸町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、医療、母子保健等を含む、子ども・子育て支援事業を進めてきました。そして、「ニッポン一億総活躍プラン」や「子育て安心プラン」といった国が講じる施策の方向性を反映させながら、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期七戸町子ども・子育て支援事業計画」を作成し、町の実情に合った子育て支援施策を反映した、子どもや子育て環境の充実を図る取組を推進してきました。

さらには、令和4年6月に子どもに関するすべての施策を推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立、令和5年4月には、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するため、こども政策の司令塔として、「こども家庭庁」が発足しました。

本町では、第1期計画及び第2期計画の基本理念を引き継ぎつつ国の動向も勘案し、新たに「第3期七戸町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。本計画を進めていくことで、多様化するニーズへの対応はもとより、町の実情を反映しつつ、すべての子どもと子育て世帯に寄り添い、妊娠から出産、子育てまで切れ目ない支援が包括的に提供されるようにいたします。

## 1-2 計画の位置づけ

### 1. 計画の役割

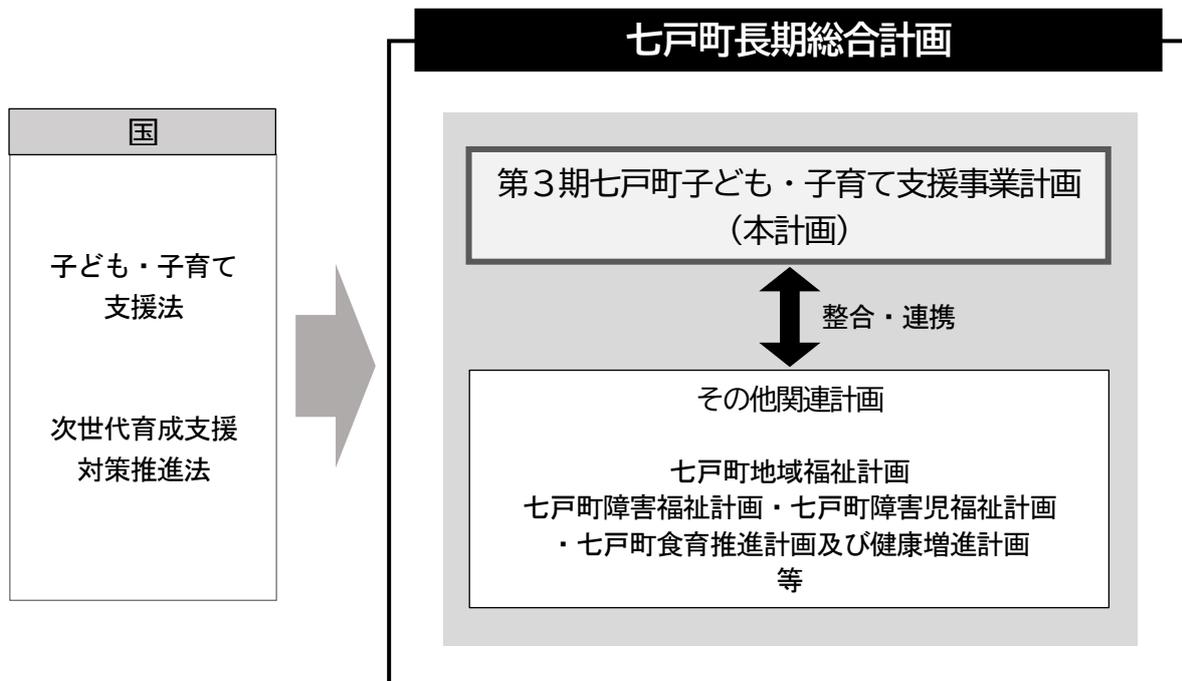
本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、本町が推進する教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制の確保やこの法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。また、これまでの少子化対策と子育て支援への施策の方向性を持続・継続していくため、次世代育成支援の要素を本計画に盛り込みつつ、第2期計画と同様、子どもの貧困対策推進法に基づく「子どもの貧困対策推進計画」を包含する計画とします。

#### 【子ども・子育て支援法（第六十一条）】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### 2. 本町における計画の位置づけ

本計画は、本町の運営の柱となる「七戸町長期総合計画」を上位計画とし、「七戸町地域福祉計画」、「七戸町障害福祉計画・障害児福祉計画」など、その他分野ごとに策定された関連する他計画との整合・連携を図りながら策定しています。



### 3. 計画期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間として設定します。

和暦	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
評価	■■▶									
策定 (見直し)	■■■▶									
計画	 第2期 七戸町子ども・子育て支援事業計画					 第3期 七戸町子ども・子育て支援事業計画 (本計画)				

## 1-3 計画の策定体制

### 1. 「七戸町子ども・子育て会議」における審議・検討

本計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、有識者、児童福祉関係者、教育関係者、保健医療関係者、その他関係団体、住民代表等で構成する「七戸町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議・検討を行いました。

### 2. 行政内部の連携体制

本計画の策定は、児童福祉・母子保健業務を担うこどもみらい課を主管課とし、庁内関係各課の各担当部門と連携を図り、調整を行っています。

### 3. アンケート調査（町民のニーズ調査）の実施

本計画の策定にあたって、町内の就学前児童（0～5歳児）の保護者及び町内の就学児童（小学1～6年生）の保護者に対し、「第3期七戸町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」（以下「令和5年度調査」という。）を実施しました。

令和5年度調査の結果は、子育て支援施策の方向性を検討するための基礎資料として活用するとともに、本町における教育・保育施設や子育て支援事業のニーズ量の算出のために活用しています。

#### ○アンケート調査の概要

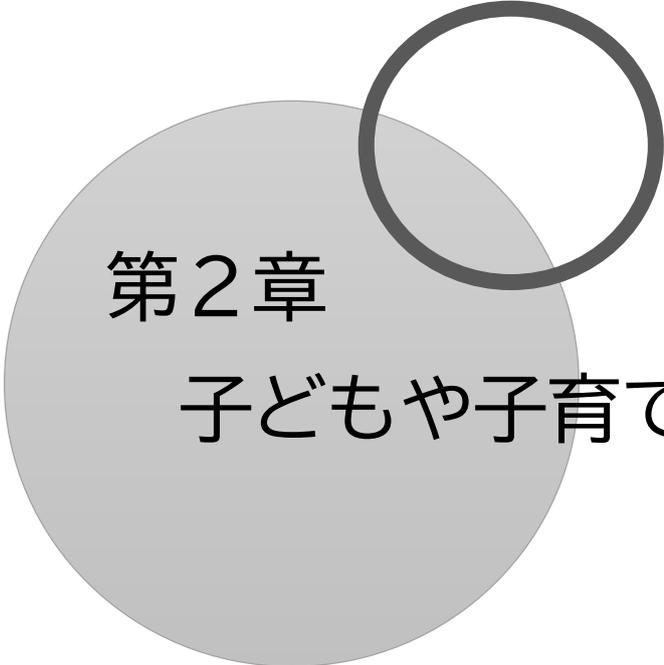
調査の種類	調査の対象（母集団）	調査期間	実施方法
就学前児童アンケート	七戸町在住の就学前児童（0～5歳児）の保護者	令和5年12月20日～令和6年1月10日	WEB （電子フォーム） による
就学児童アンケート	七戸町在住の小学生児童（小学1～6年生）の保護者	令和5年12月20日～令和6年1月10日	

#### ○アンケート調査の配付・回答状況

調査の対象	配布数	有効回答数	回収率
就学前児童の保護者	365 票	146 票	40.0%
就学児童の保護者	443 票	153 票	34.5%

### 4. パブリックコメントの実施

パブリックコメントは、計画等の立案過程における町民参画を進めるとともに、説明責任を果たすことで、町政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図るものです。計画の策定にあたり、計画案の趣旨や内容を公表し、お寄せいただいた町民からの意見や要望を計画に反映するように努めました。



## 第2章

# 子どもや子育てを取り巻く環境

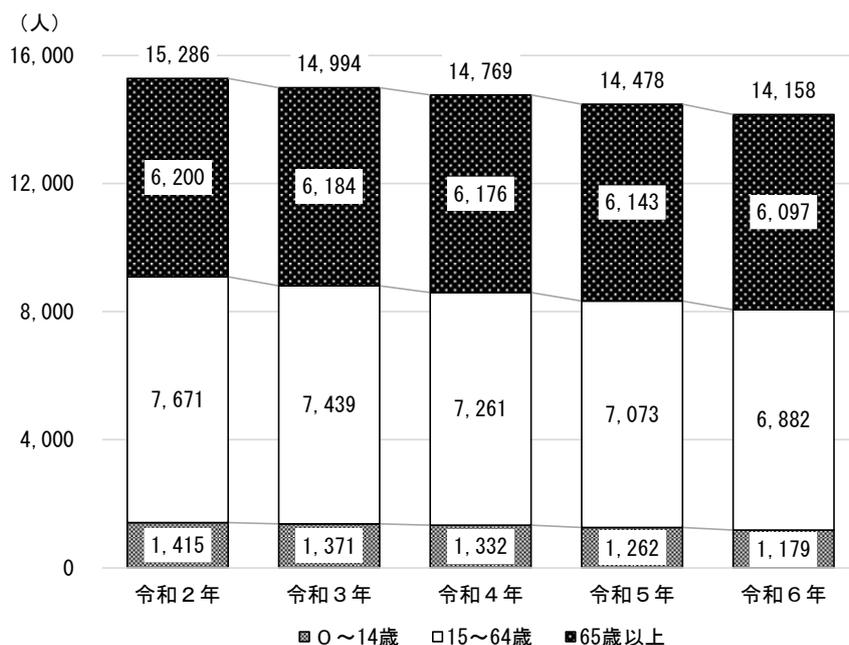


## 2-1 七戸町の状況

### 1. 総人口の推移

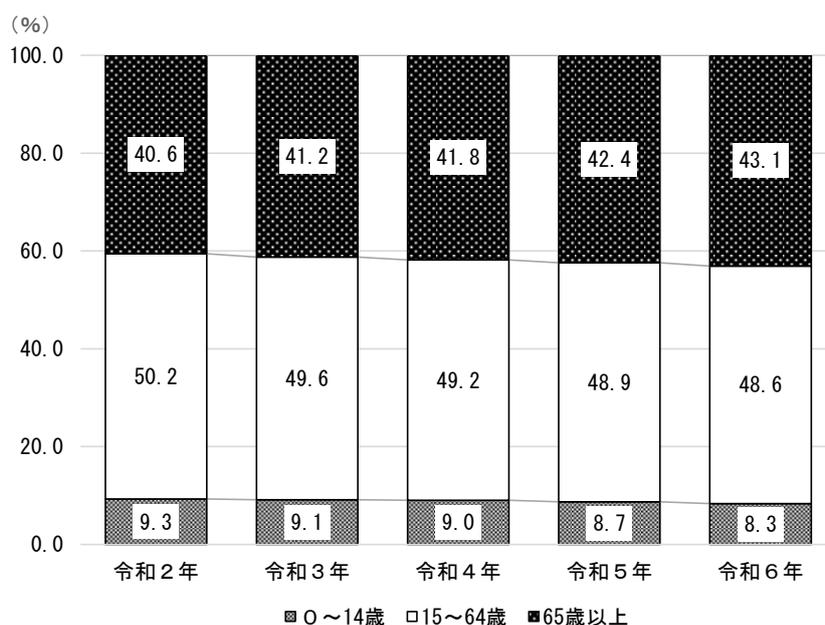
七戸町の総人口は減少傾向で推移し、令和6年では14,158人となっています。年齢3区分人口では、年少人口、生産年齢人口及び老年人口においてそれぞれ減少傾向にあります。また、年齢3区分人口割合について、年少人口及び生産年齢人口が減少傾向であるのに対し、老年人口は増加傾向となっています。令和6年では、年少人口が8.3%、生産年齢人口が48.6%、老年人口が43.1%となっています。

総人口（3区分）の推移（人数）



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

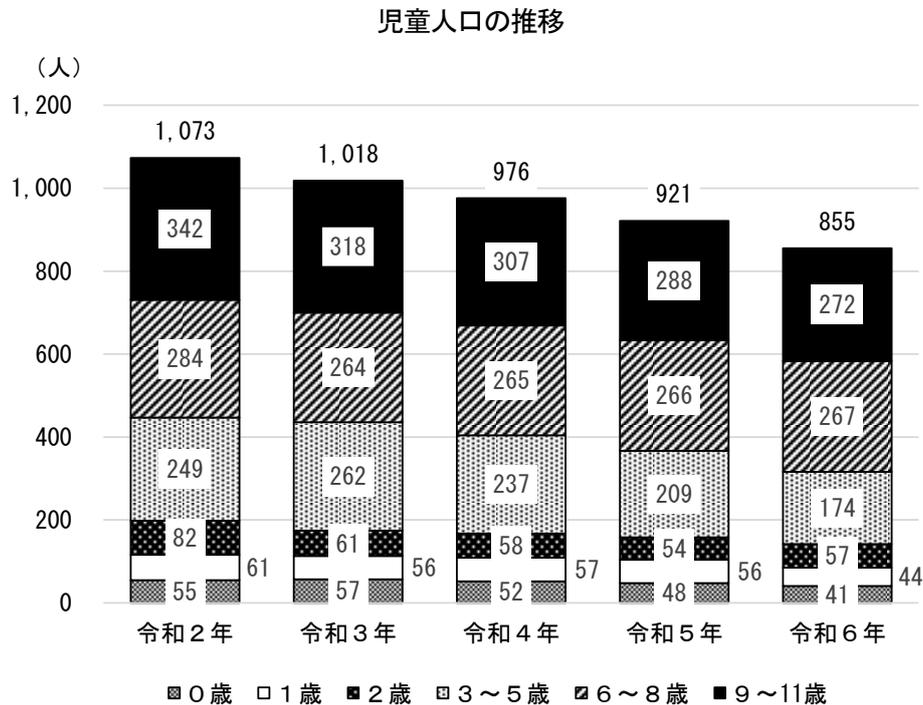
総人口（3区分）の推移（割合）



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

## 2. 児童人口の推移

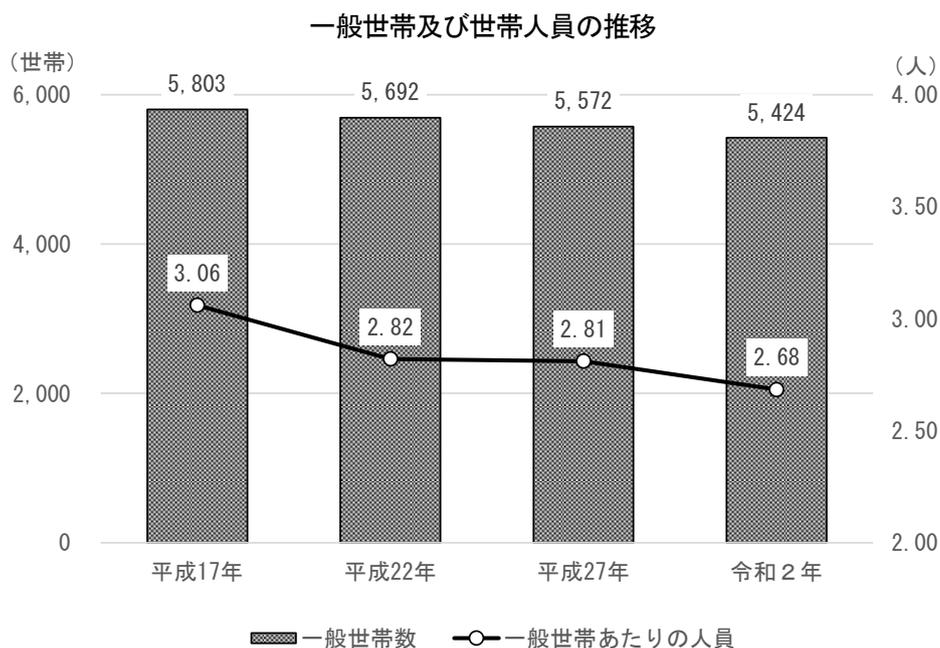
11歳までの児童人口の推移について、令和2年の1,073人から令和6年の855人に至るまで、一貫した減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

## 3. 世帯の状況

一般世帯数は、平成17年の5,803世帯から令和2年の5,424世帯に至るまで、一貫した減少傾向が見られます。また、1世帯あたりの人員も減少傾向であり、令和2年には2.68人となっています。次に、児童のいる世帯で見ると、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少傾向にあり、令和2年の調査では、6歳未満親族のいる世帯は346、18歳未満親族のいる世帯は988となっています。



資料：国勢調査

## 児童のいる世帯

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
6 歳未満親族のいる世帯				
世帯数	593	495	411	346
世帯人員	3,002	2,502	2,059	1,658
6 歳未満の親族人員	763	630	523	448
18 歳未満親族のいる世帯				
世帯数	1,603	1,378	1,150	988
世帯人員	7,692	6,421	5,334	4,437
18 歳未満の親族人員	2,790	2,334	1,960	1,672

資料：国勢調査

## 4. 自然増減・社会増減の傾向

出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回り、自然増減はマイナスで推移し、令和5年の自然増減数は、マイナス274人となっています。また、転入数と転出数の推移をみると、常に転出数が転入数を上回り社会増減はマイナスで推移し、令和5年の社会増減は、マイナス56人となっています。

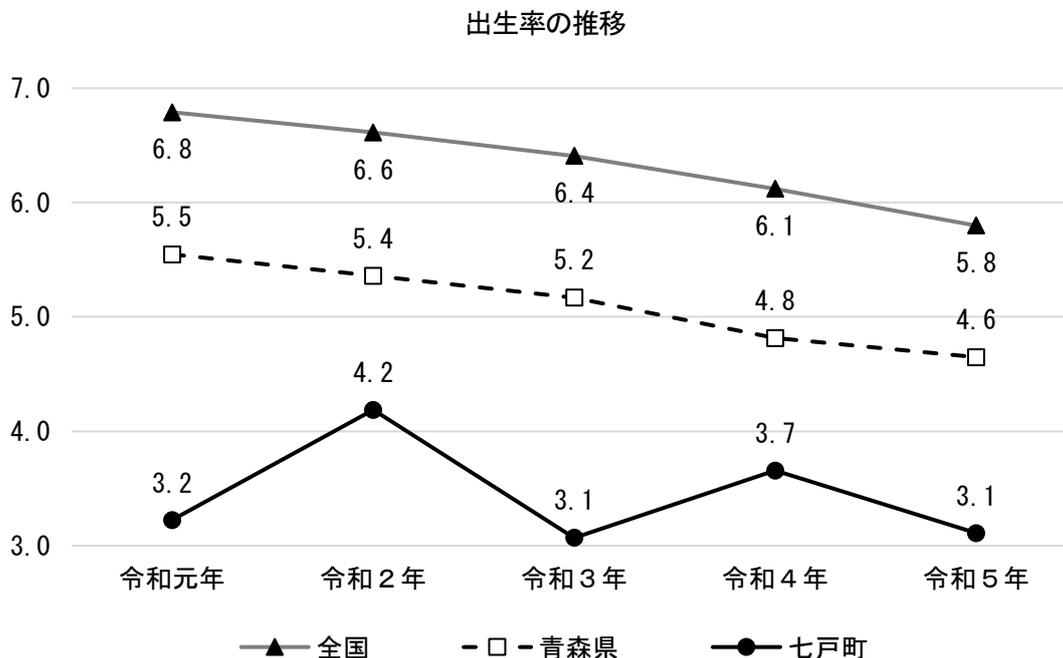
## 自然増減・社会増減の傾向

	自然増減		社会増減		人口動態		
	出生	死亡	転入	転出	自然増減	社会増減	総数
令和元年	51	308	335	468	△ 257	△ 133	△ 390
令和2年	64	302	330	375	△ 238	△ 45	△ 283
令和3年	46	252	319	347	△ 206	△ 28	△ 234
令和4年	54	304	300	354	△ 250	△ 54	△ 304
令和5年	45	319	320	376	△ 274	△ 56	△ 330

資料：出生数及び死亡数については人口動態調査  
 転入、転出については住民基本台帳人口移動報告

## 5. 出生率

出生率は、令和元年以降、常に全国、県平均より低い値で推移し、令和5年では、3.1となっています。



出典：出生数については人口動態調査。人口については、住民基本台帳（各年1月1日現在）  
出生率は（出生数／人口）×1,000の式にて算出

## 6. 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率について、平成25年～29年までは県平均より高い値で推移していましたが、平成30年～令和4年では1.31と県平均より低くなっています。

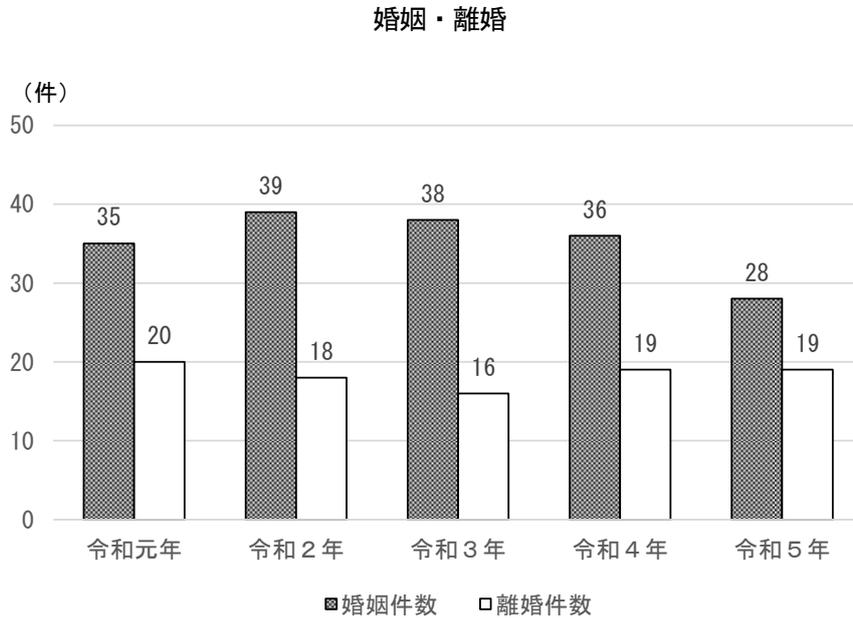
合計特殊出生率

	平成5年～ 平成9年	平成10年～ 平成14年	平成15年～ 平成19年	平成20年～ 平成24年	平成25年～ 平成29年	平成30年～ 令和4年
七戸町	1.71	1.52	1.35	1.56	1.44	1.31
青森県	1.58	1.48	1.34	1.37	1.42	1.33

資料：「平成5年～平成9年」から「平成20年～平成24年」は青森県人口動態統計「市町村別合計特殊出生率」、  
以降は人口動態統計特殊報告

## 7. 婚姻・離婚

婚姻件数は、令和2年以降において減少傾向が見られ、令和5年では28件となっています。一方、離婚件数は、令和3年まで減少傾向でしたが、その後に増加、横ばいとなり、令和5年では19件となっています。

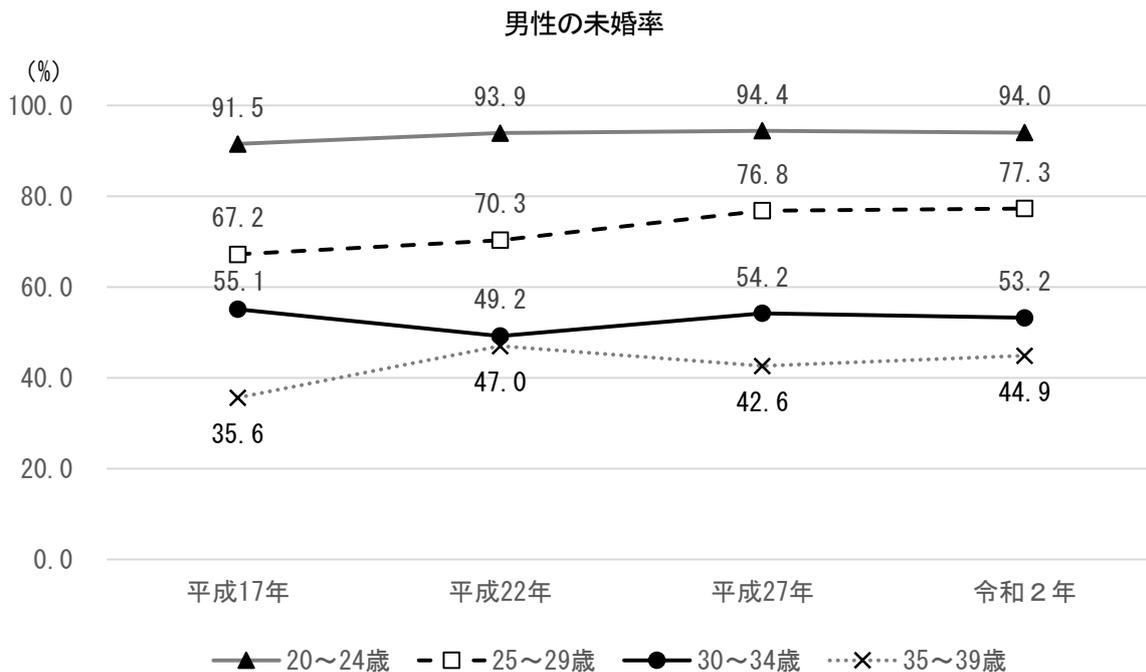


資料：人口動態調査

## 8. 未婚率

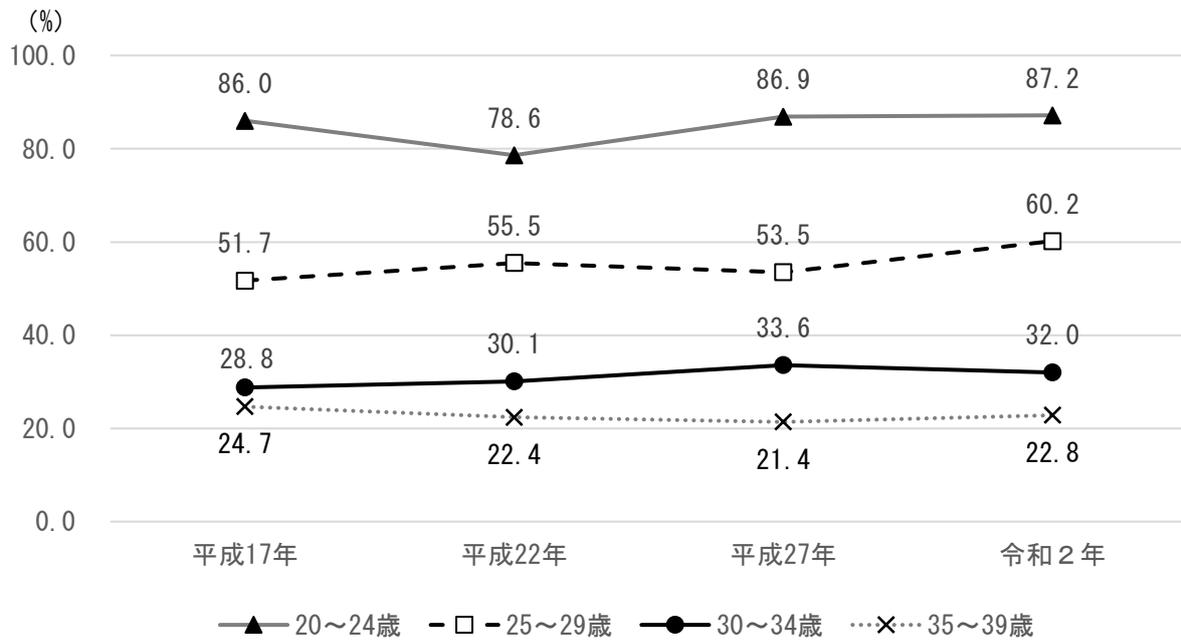
男性では、特に25～29歳について、平成17年から令和2年まで一貫した増加傾向にあります。令和2年においては、20～24歳が94.0%、25～29歳が77.3%、30～34歳が53.2%、35～39歳が44.9%となっています。

女性では、特に25～29歳について、平成27年から令和2年にかけて6.7%上昇しています。令和2年においては、20～24歳が87.2%、25～29歳が60.2%、30～34歳が32.0%、35～39歳が22.8%となっています。



資料：国勢調査

女性の未婚率



資料：国勢調査

## 9. 就業状況

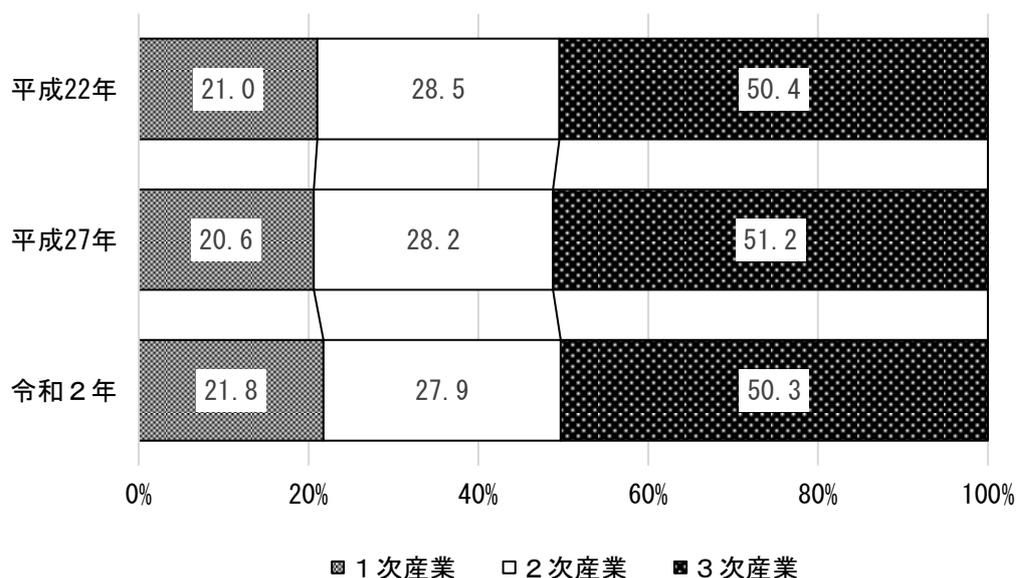
### (1) 産業分類別の就業状況の推移

平成22年、平成27年、令和2年という3時点での産業分類別の就業状況の推移について、男性では、1次産業、2次産業、3次産業についてほぼ横ばいの傾向となっています。女性では、1次産業及び3次産業は増減しており、2次産業は減少傾向にあります。

産業分類の内訳について、令和2年における数値を見てみると、男性では1次産業が21.8%、2次産業が27.9%、3次産業が50.3%と3次産業が大方半数と最も多くなっています。女性では、1次産業が18.9%、2次産業が15.4%、3次産業が65.7%と最も多くなっています。

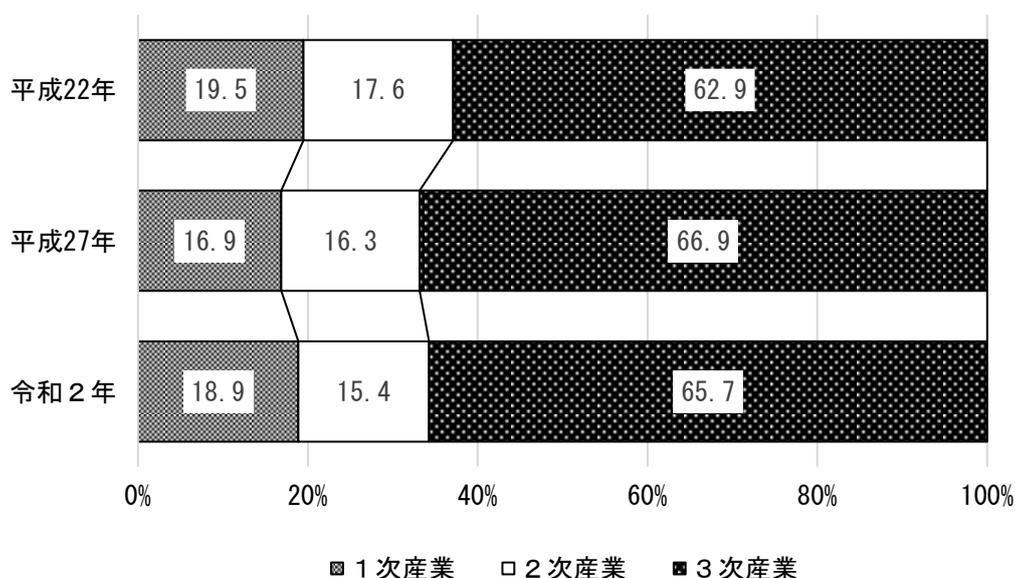
産業分類別の就業状況の推移（男女別）

#### ■男性



資料：国勢調査

## ■女性



資料：国勢調査

## (2) 5歳階級別就業率の状況

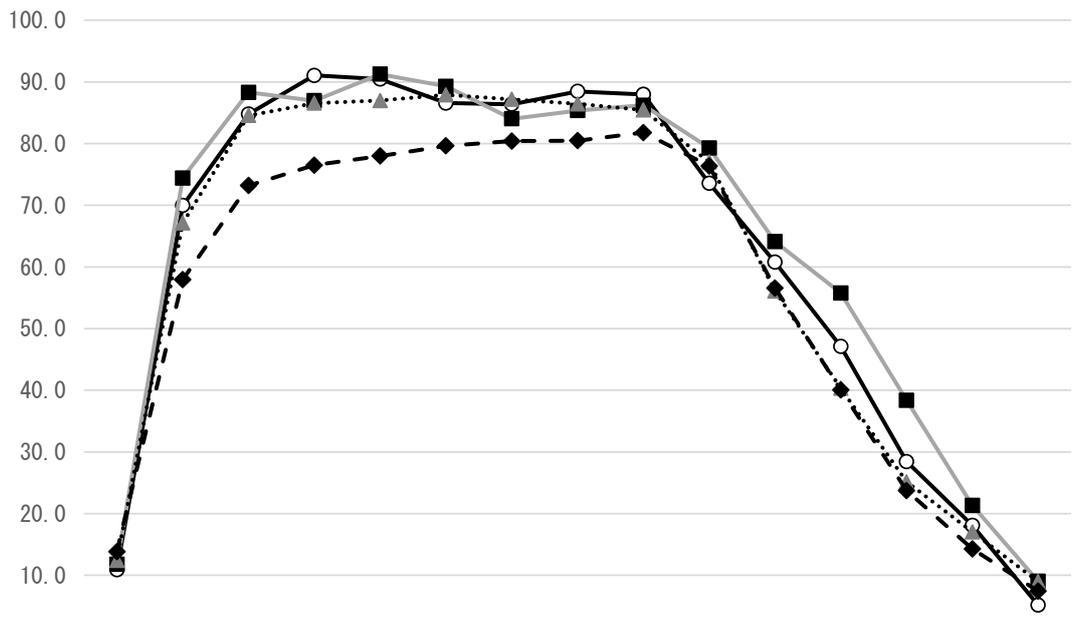
平成22年と令和2年における5歳階級別就業率の比較について、男性では、30～34歳、45～49歳、50～54歳、55～59歳の階級において就業率が減少しており、他の階級については増加しています。女性では、15～19歳、20～24歳、25～29歳、45～49歳の階級において就業率が減少しており、他の階級については増加しています。

令和2年における本町の数値と青森県及び国との比較について、男性では、青森県と比較すると、15～19歳、45～49歳、50～54歳以外の階級において就業率が高くなっています。特に、70～74歳、75～79歳の差が大きくなっています。国との比較では、15～19歳を除いた階級において本町の就業率が高くなっています。特に、20～24歳、25～29歳、35～39歳、70～74歳、75～79歳の差が大きくなっています。

女性では、青森県と比較すると、15～19歳以外の階級において就業率が高くなっています。特に、65～69歳、70～74歳、75～79歳の差が大きくなっています。国との比較では、15～19歳を除いた階級において本町の就業率が高くなっています。特に、30～34歳、35～39歳、40～44歳の差が大きくなっています。

### 5歳階級別就業率の推移及び県・国との比較

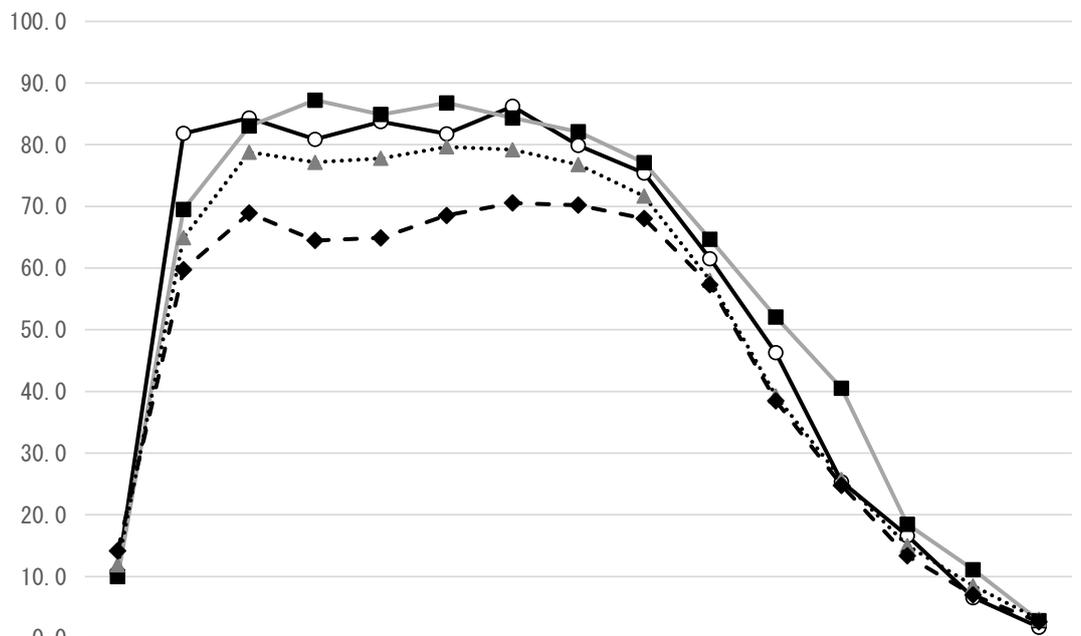
#### ■男性



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
○—平成27年（本町）	10.9	70.0	84.8	91.1	90.5	86.6	86.4	88.5	88.0	73.6	60.8	47.1	28.4	18.1	5.2
■—令和2年（本町）	11.8	74.4	88.3	87.0	91.3	89.3	84.0	85.4	86.2	79.3	64.1	55.8	38.4	21.3	9.0
▲…令和2年（青森県）	12.4	67.1	84.6	86.6	87.0	87.9	87.2	86.4	85.5	77.0	56.1	40.3	25.2	17.0	9.0
◆-…令和2年（全国）	13.9	58.0	73.2	76.5	78.0	79.6	80.4	80.5	81.8	76.4	56.6	40.1	23.7	14.3	7.4

※国勢調査の結果をもとに、計算式：(就業者÷総数)×100、により算出

#### ■女性



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
○—平成27年（本町）	10.6	81.8	84.3	80.9	83.7	81.8	86.2	79.9	75.4	61.5	46.3	25.4	16.6	6.6	1.8
■—令和2年（本町）	10.0	69.5	83.0	87.2	84.9	86.8	84.3	82.1	77.1	64.7	52.1	40.5	18.5	11.1	2.8
▲…令和2年（青森県）	11.9	64.9	78.8	77.1	77.8	79.7	79.2	76.8	71.7	58.0	39.3	25.8	15.0	8.5	3.1
◆-…令和2年（全国）	14.2	59.7	68.9	64.5	64.9	68.5	70.6	70.2	68.0	57.3	38.5	24.8	13.3	7.0	2.6

※国勢調査の結果をもとに、計算式：(就業者÷総数)×100、により算出

## 2-2 施設等の状況

### 1. 認定子ども園・保育所の状況

町内の特定教育・保育施設は、令和6年度、幼保連携型認定こども園及び保育所が6施設あります。入所児童数は、令和3年から減少傾向となっており、令和6年度は計269人となっています。

認定こども園・保育所の児童数（2.3号認定）の推移（各年4月1日時点）

施設名		入所児童数				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
私立	城南こども園	(70) 56	(70) 66	(70) 64	(60) 53	(50) 50
	城北こども園	(90) 85	(90) 79	(90) 65	(70) 63	(70) 64
	道ノ上こども園	(60) 56	(60) 55	(60) 47	(50) 44	(50) 38
	榎林こども園	(60) 52	(60) 54	(60) 49	(50) 42	(50) 38
	チビッコるーむ	(75) 60	(75) 59	(70) 53	(70) 46	(60) 43
	明照保育園	(50) 43	(50) 44	(50) 43	(50) 38	(30) 25
	小 計	(405) 352	(405) 357	(400) 321	(350) 286	(310) 258
他市町村		18	16	15	14	11
合 計		370	373	336	300	269

※（ ）は各園の定員数

資料：七戸町 こどもみらい課

## 2. 放課後児童（学童保育）クラブの状況

町内には令和6年7月31日現在、城南学童保育クラブ、城北学童保育クラブ、天間西学童保育クラブ、天間林学童保育クラブの計4か所が設置されています。なお、令和6年度においては、令和6年度の経過期間中8月末時点の数値となっています。

放課後児童クラブの状況（年間平均登録者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数（か所）	4	4	4	4	4
登録者数（人）	411	430	346	327	345
城南	86	92	76	66	69
城北	122	124	107	108	122
天間西	67	75	57	65	66
天間林	136	139	106	88	88
年間利用者数（人）					
城南	10,171	9,319	8,967	7,841	3,606
城北	15,533	12,707	12,282	14,359	6,657
天間西	12,471	11,937	9,048	11,280	5,130
天間林	16,743	11,226	8,100	8,211	3,959
年間開所数（日）					
城南	289	291	290	290	122
城北	290	293	290	290	119
天間西	287	289	289	286	122
天間林	290	285	283	290	121
1日平均利用者数（人）					
城南	35	32	31	27	30
城北	54	43	42	50	56
天間西	43	41	31	39	42
天間林	58	39	29	28	33
総指導員数（人）	29	29	30	27	29

資料：七戸町 こどもみらい課

\* 令和6年度は8月末時点の数値。

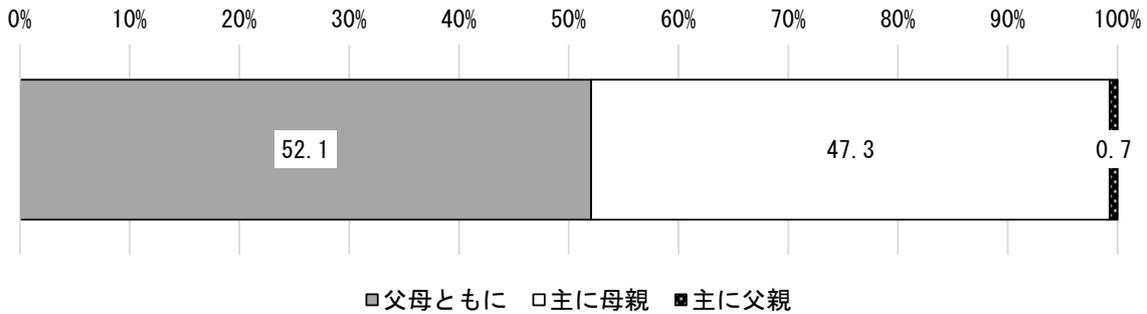
## 2-3 アンケート調査結果から見える状況

### 1. 調査結果【就学前児童】

#### (1) お子さんの子育てを主に行っている方

「父母ともに」が52.1%、「主に母親」が47.3%となっています。

有効回答者数:146

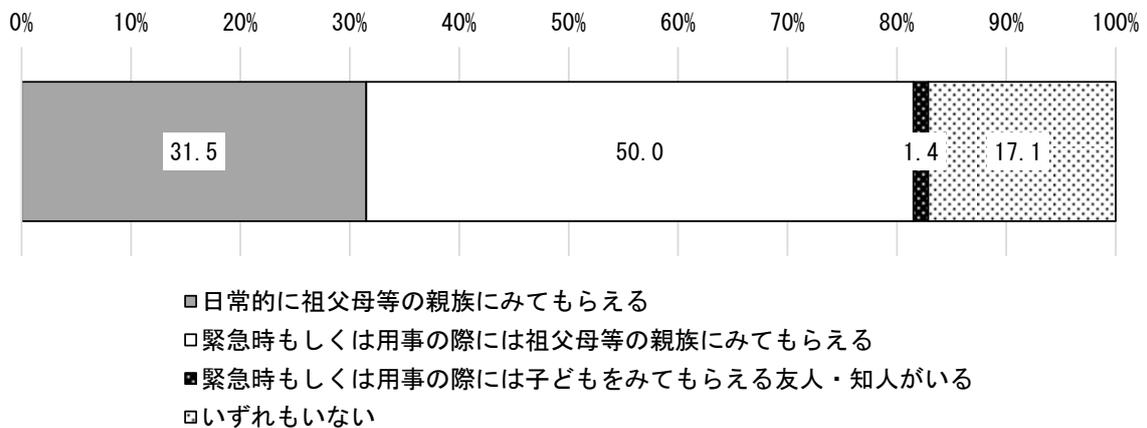


※回答項目「主に祖父母」、「その他」については回答数がゼロのためグラフには記載されていません。

#### (2) 日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人はいますか

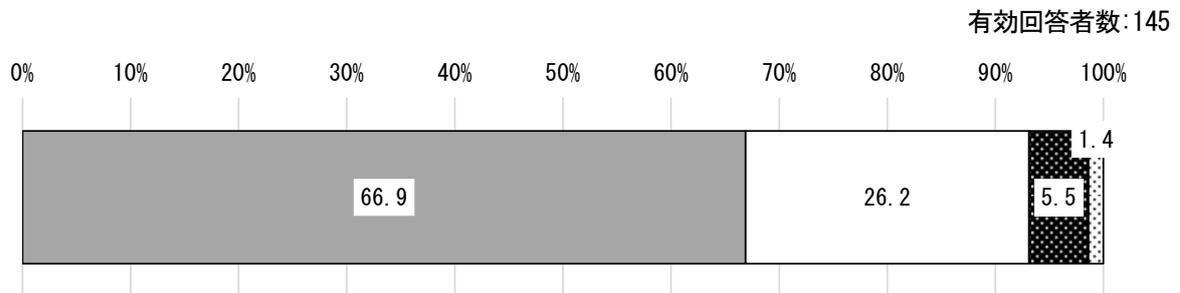
「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の50.0%が最も多く、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の31.5%と続いています。

有効回答者数:146



### (3) 母親の就労状況

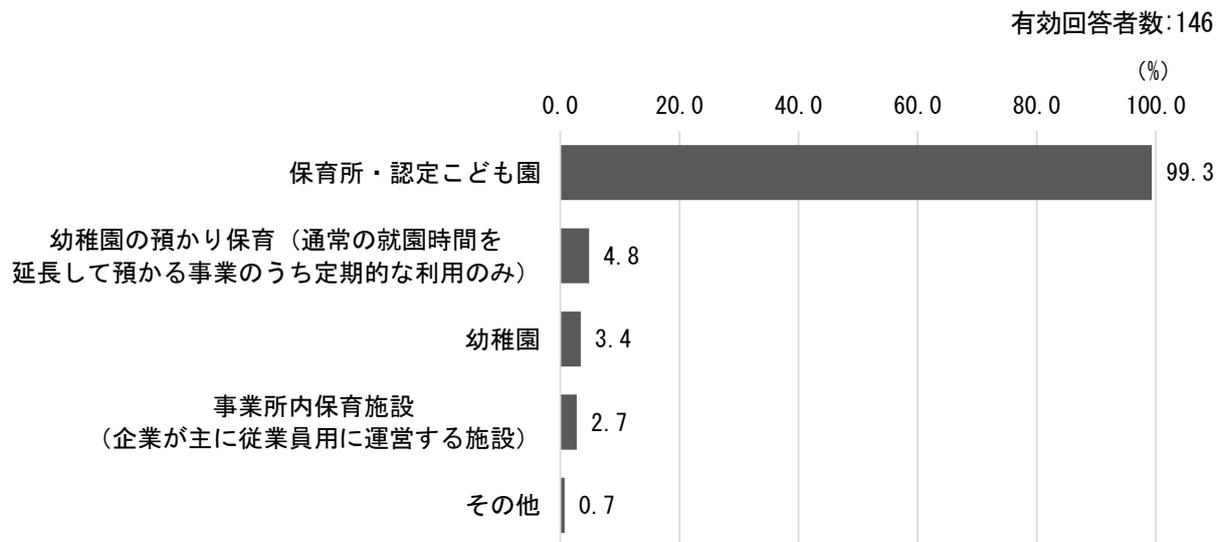
「フルタイムで就労している（育休・介護休業中も含む）」の66.9%が最も多く、「パート、アルバイト等で就労している（育休・介護休業中も含む）」の26.2%と続いています。



- フルタイムで就労している（育休・介護休業中も含む）
- パート、アルバイト等で就労している（育休・介護休業中も含む）
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまでに就労したことがない
- 無回答

### (4) 今後も平日に利用したいと考える保育施設等について

「保育所・認定こども園」が99.3%と最も多くなっています。

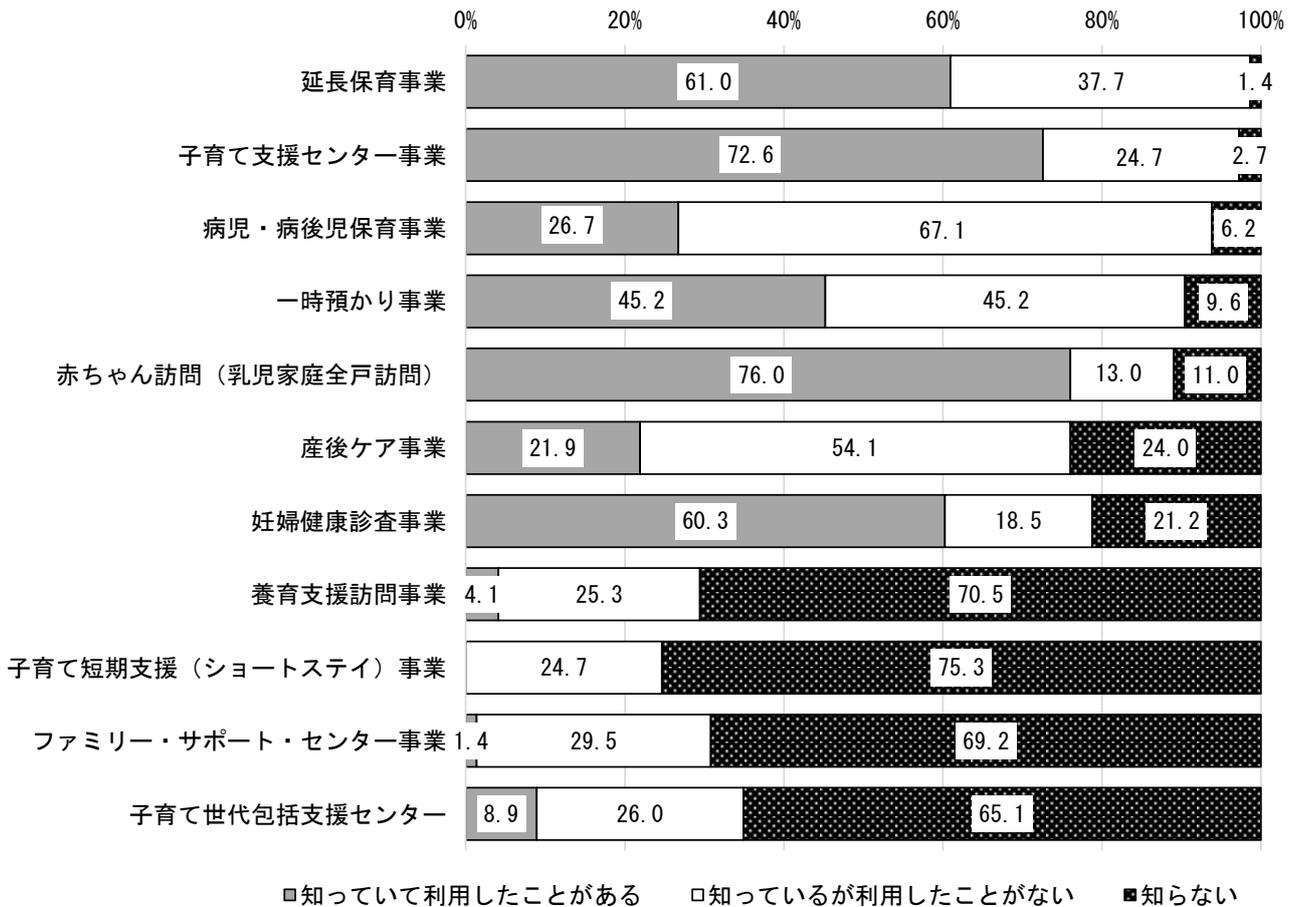


(5) 各事業で知っているもの、利用したことがあるもの

「知っていて利用したことがある」については、「赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）」の76.0%が最も多く、「子育て支援センター事業」の72.6%と続いています。「知っているが利用したことがない」については、「病児・病後児保育事業」の67.1%が最も多く、「産後ケア事業」の54.1%と続いています。

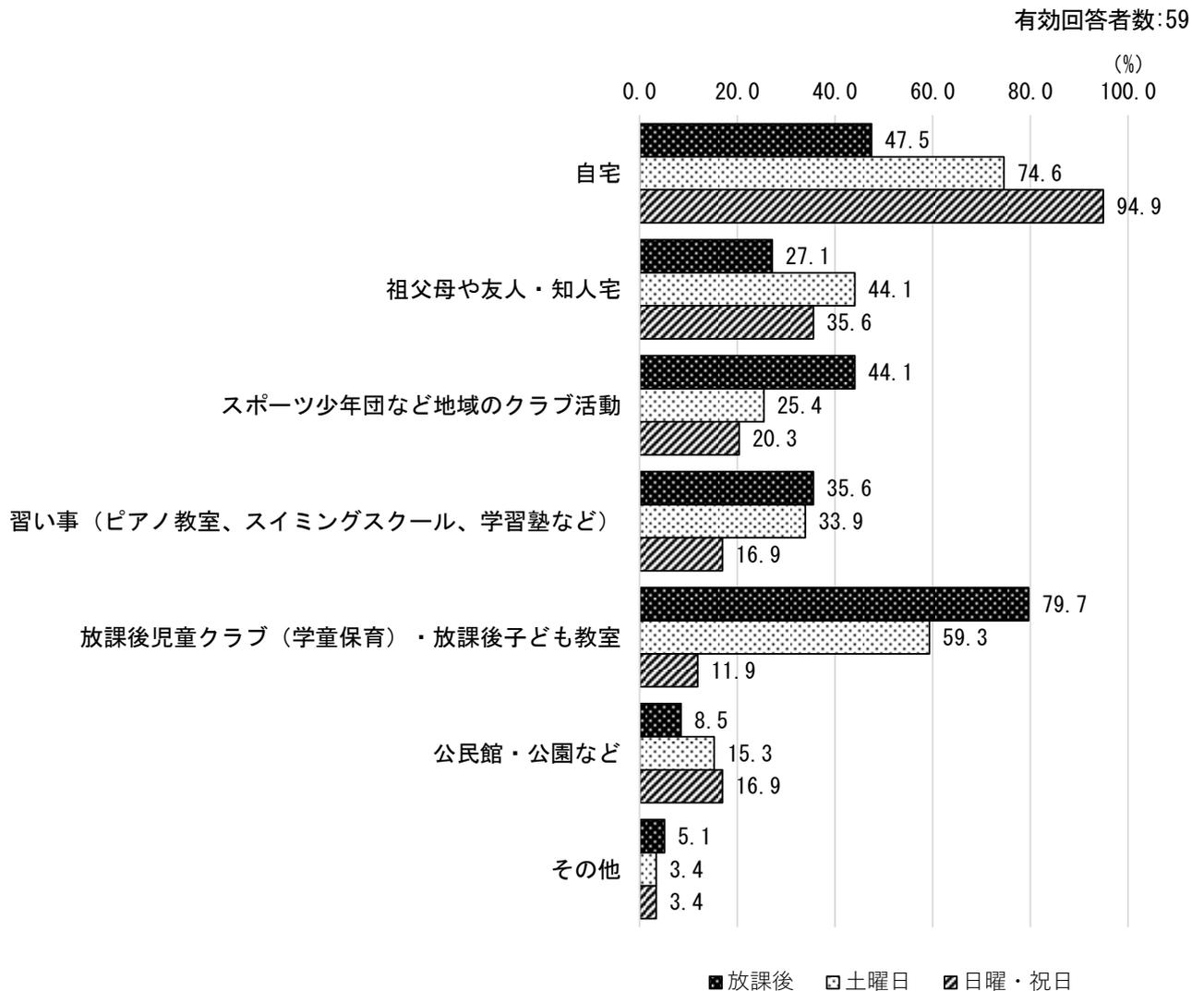
「知らない」については、特に「子育て短期支援（ショートステイ）事業」、「養育支援訪問事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」「子育て世代包括支援センター」において7割近くの数値となっています。

有効回答者数: 146



(6) 小学校低学年（1～3年生）のうち、平日の学校終了後（放課後）や土曜日、日曜・祝日にどのような場所で過ごさせたいか

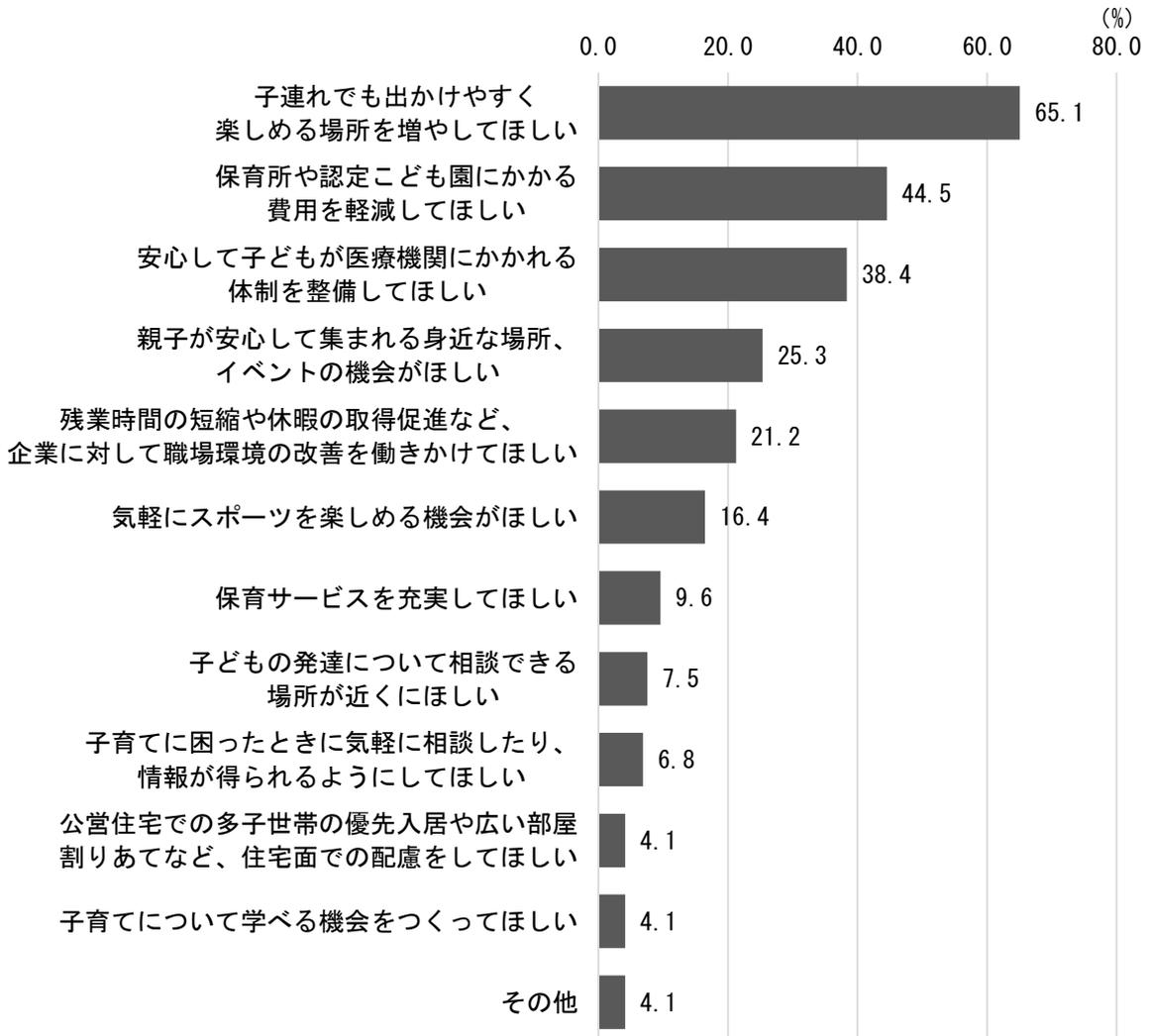
「放課後」については「放課後児童クラブ（学童保育）・放課後子ども教室」の79.7%、「日曜・祝日」及び「土曜日」については「自宅」がそれぞれ94.9%、74.6%と最も多くなっています。



(7) 子育て支援について特に期待すること

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 65.1%と最も多く、「保育所や認定子ども園にかかる費用を軽減してほしい」が 44.5%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が 38.4%と続いています。

有効回答者数: 146



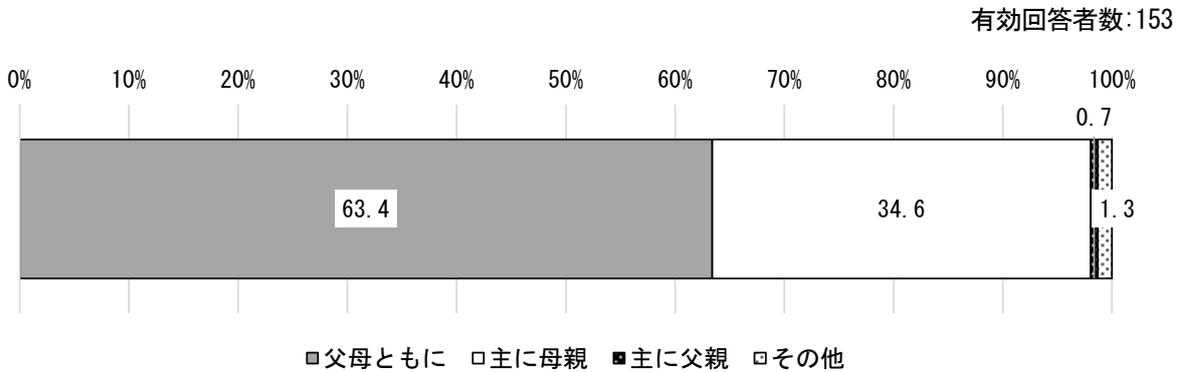
## (9) 自由記述 (一部抜粋)

フルタイムで就労しながら育児をしていく際に、休日保育や、病後時保育等を利用できることも園が、町内に複数あるのは、たいへんありがたいです。
希望した人全員が休日保育を利用出来るような体制作り。
子どもについて気軽に相談できる場所があれば良いのですが、同じ資格を持っていればどんな方でも良いというわけではなく、高い専門性を持った方がいれば安心だと思いました。そしてその知識をチームで共有していただけたら嬉しいです。
七戸病院の小児科を利用しやすくしてほしい。
高校生 18 歳までの医療費無料を早くしてほしい。
保育料が 3 歳までかかるのが金銭面で、昼食用ごはんを持参が時間、精神的負担になっている。医療機関も小児科、産婦人科が少ない。
休みの日に遊びに連れて行く場所がない。公園はあるが充実していない。
雪国なので室内で遊べる場所を設けてほしいです。体育館の開放など。冬は公園でも遊べず、大変です。
七戸町は自然が豊かなのでキャンプなどの屋外活動、青森県は肥満児が多いので食に興味を持ってもらうための料理教室など、子どもたちが学区関係なく交流出来るイベントがあれば親子でも楽しめると思います。
子育て支援はとても手厚い町だと思います。ただ、手続きの仕方がやや複雑だったり、惜しい部分があるとも感じます。簡略化出来ることは是非して欲しいと思います。
夫婦だけで家事育児を回すことに限界を感じました。

## 2. 調査結果【就学児童】

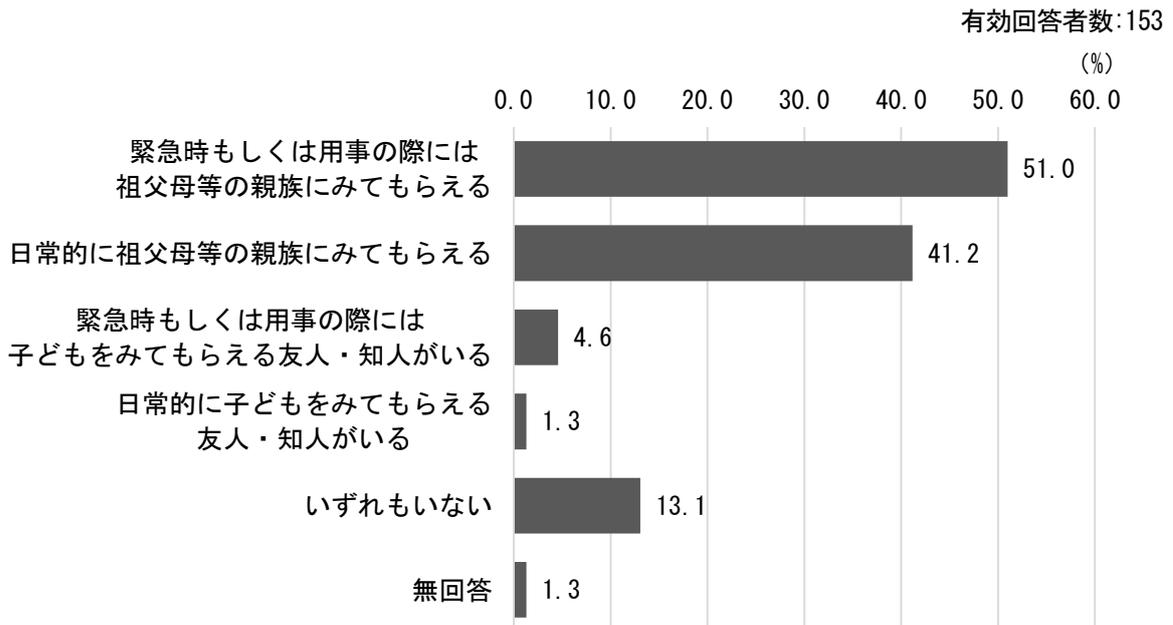
### (1) お子さんの子育てを主に行っている方

「父母ともに」の63.4%が最も多く、「主に母親」の34.6%と続いています。



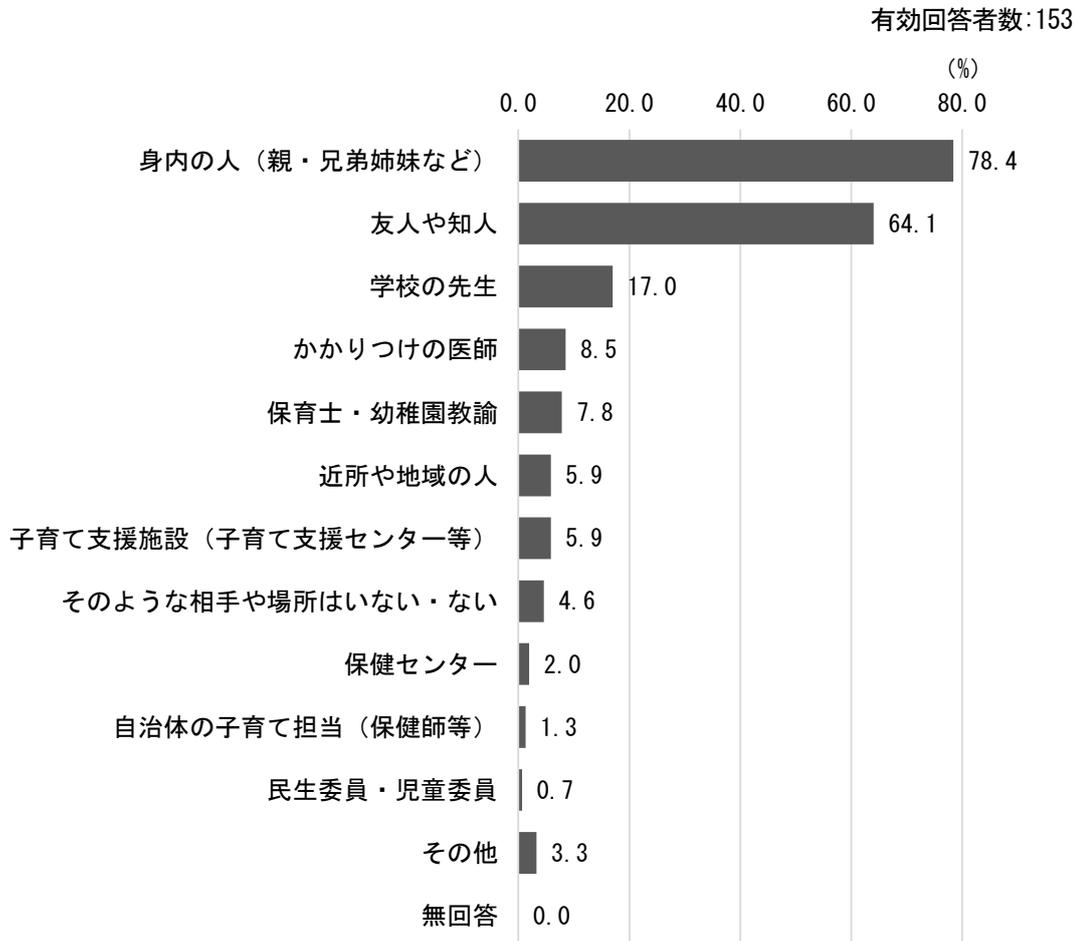
### (2) 日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人について

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が51.0%と最も多く、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が41.2%と続いています。



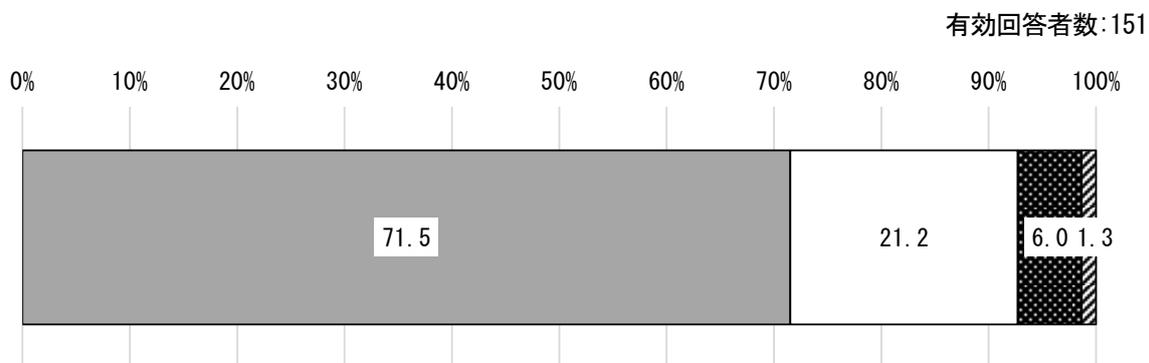
### (3) 相談できる人または場所

「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が78.4%と最も多く、「友人や知人」が64.1%、「学校の先生」が17.0%と続いています。



### (4) 母親の就労状況

母親では「フルタイムで就労している（育休・介護休業中も含む）」が71.5%と最も多く、「パート、アルバイト等で就労している（育休・介護休業中も含む）」が21.2%と続いています。



- フルタイムで就労している（育休・介護休業中も含む）
- パート、アルバイト等で就労している（育休・介護休業中も含む）
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまでに就労したことがない
- 無回答

(5) 放課後児童クラブの利用状況

「利用している」が72.5%、「利用していない」が27.5%となっています。

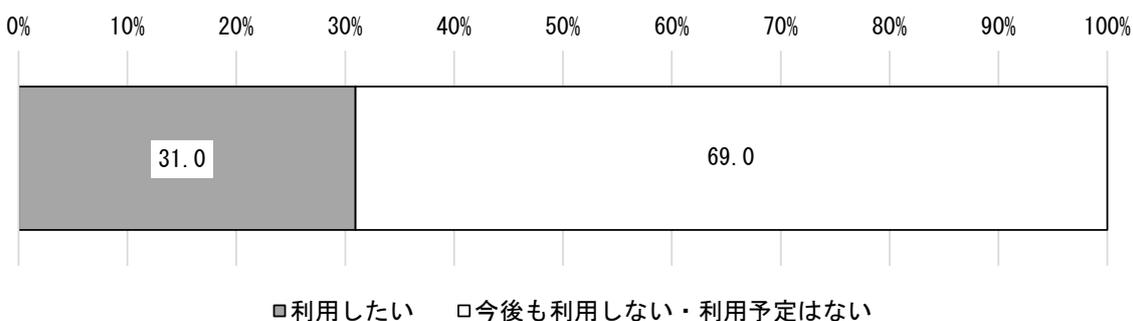
有効回答者数:153



(6) 放課後児童クラブの利用意向

「利用したい」が31.0%、「今後も利用しない・利用予定はない」が69.0%となっています。

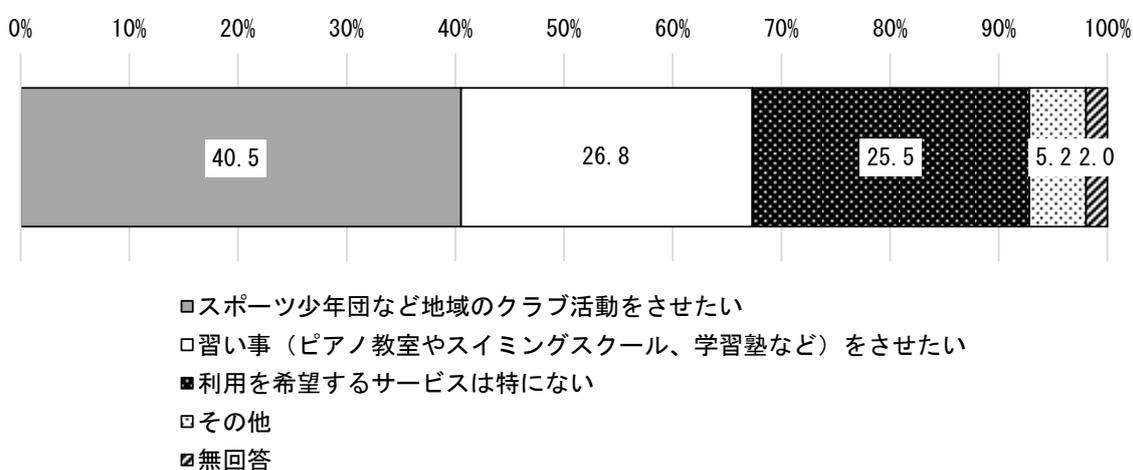
有効回答者数:42



(7) 今後の放課後の過ごし方について

「スポーツ少年団など地域のクラブ活動をさせたい」が40.5%と最も多く、「習い事（ピアノ教室やスイミングスクール、学習塾など）をさせたい」が26.8%、「利用を希望するサービスは特にない」が25.5%と続いています。

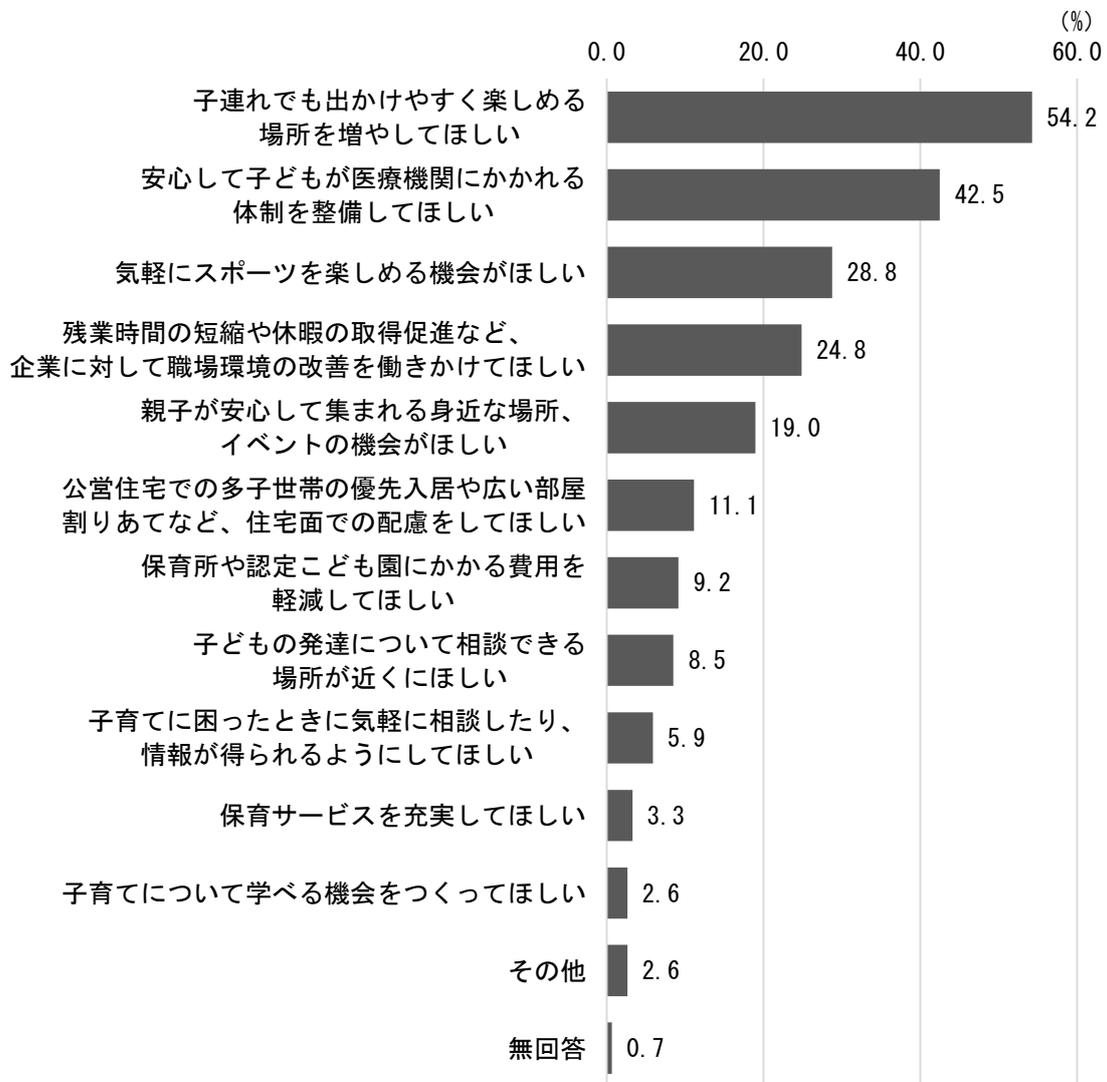
有効回答者数:153



(8) 子育て支援について特に期待すること

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 54.2%と最も多く、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が42.5%、「気軽にスポーツが楽しめる機会がほしい」が28.8%と続いています。

有効回答者数:153



## (9) 自由記述 (一部抜粋)

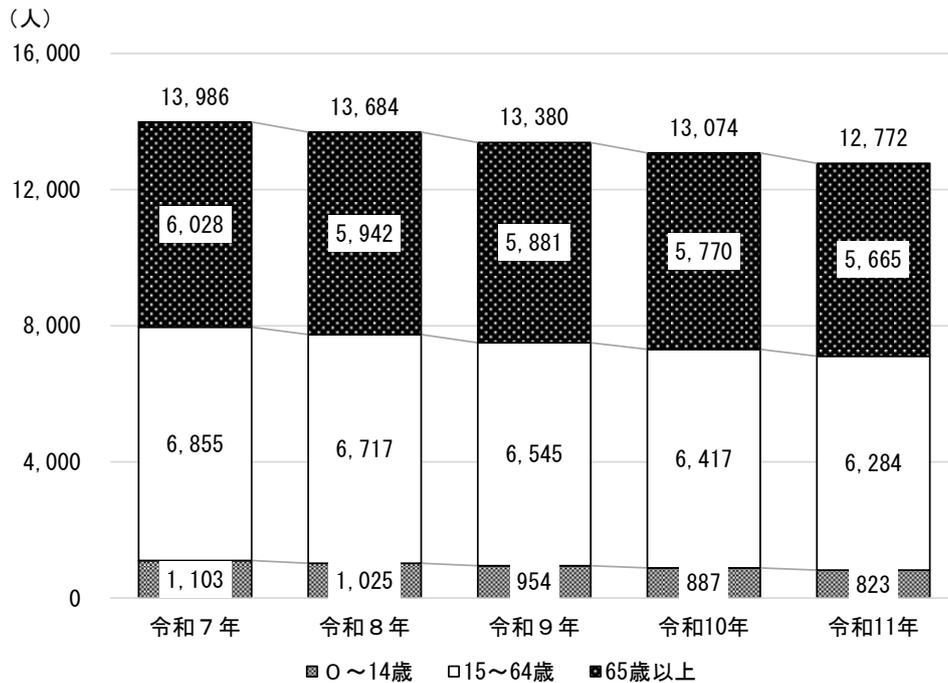
放課後児童クラブの開設時間を保育所と同じくしてもらえることで、もっと利用しやすくなる。たった前後30分の違いだが、勤務時間との兼ね合いで他の人に送迎を頼まなければならない事がある。放課後児童クラブの長期休暇中の昼食について、給食のようにしてもらえると大変助かる。
一時金、子ども手当を希望の口座に振り込む形にしてほしい。扶養者のみだと、夫婦仲が悪い場合、子どものために手当てを使うことが全くできていない。子ども手当の振込先を子ども名義の口座でも振り込めるようにしてほしい。
イベント情報などを知りたい時に七戸町のホームページを見ることがあるが、直前にならないと載っていないことが多々ある。そして見づらい。「更新」と書いてある記事のどこを更新してあるのかわかりやすく明記してほしい。
公園や室内遊技場など、子どもがのびのび身体を動かして遊べる環境を充実させてほしい。
子ども達が安心して集まれる場所がほしい。
スポーツセンターをイベント以外常時開放し、町民がいつでも利用できるようにしてほしい。
七戸町は待機児童もいなくて入園に困る事はないし、子育てに優しい町だと思います。
スポーツ少年団に入った時の送迎が便利になればいい。仕事の時間帯で、やりたいと言われても送迎を考えると難しくなる。町から送りだけでもバスが動いてくれないものなのか。
子どもが楽しめるようなイベント、体験を増やしてほしいです。
高校生までの医療費を無料にしてほしい。

## 2-4 人口推計

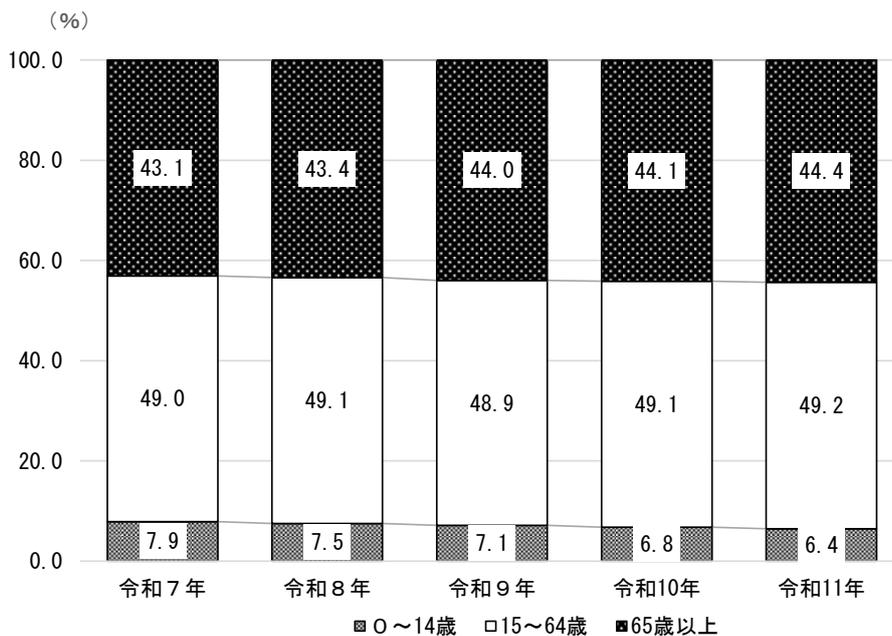
### 1. 総人口の推計

本町の総人口について、令和4～6年の4月1日時点の各年の住民基本台帳のデータを活用し、コーホート変化率法※により推計を基とした数値を基礎にしつつ、町の状況を踏まえて算出した人口推計を行いました。結果は、グラフのとおりです。

総人口の推計（人数）



総人口の推計（割合）



※コーホートとは、同じ年または期間に生まれた人々の集団を指します。コーホート変化率法は、過去の実績人口の変化から求めた変化率を用いて推計を行う手法です。

## 2. 子ども（0歳～11歳）の人口推計

総人口と同様に、コーホート変化率法により推計を基とした数値を基礎にしつつ、町の実情を踏まえて算出した人口推計を行いました。令和7年度から令和11年度の子ども（0歳～11歳）の人口推計は、令和7年度以降5年間で236名減少し、555名と予想されます。

子ども（0歳～11歳）の人口推計（人数）

和暦		令和7年			令和8年			令和9年			令和10年			令和11年		
西暦		2025			2026			2027			2028			2029		
		男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
就学前 児童 (人)	0歳	15	15	30	15	15	30	15	14	29	14	14	28	14	14	28
	1歳	22	19	41	15	15	30	15	15	30	15	14	29	14	14	28
	2歳	20	24	44	22	19	41	15	15	30	15	15	30	15	14	29
	3歳	33	23	56	20	24	44	22	19	41	15	15	30	15	15	30
	4歳	31	23	54	34	24	58	20	25	45	22	20	42	15	15	30
	5歳	26	33	59	32	22	54	35	23	58	20	24	44	22	19	41
合計		147	137	284	138	119	257	122	111	233	101	102	203	95	91	186
就学 児童 (人)	6歳	31	31	62	26	33	59	32	22	54	35	23	58	20	24	44
	7歳	48	41	89	31	31	62	26	33	59	32	22	54	35	23	58
	8歳	48	41	89	49	41	90	31	31	62	26	33	59	32	22	54
	9歳	36	53	89	49	41	90	50	41	91	31	31	62	26	33	59
	10歳	43	43	86	36	53	89	49	41	90	50	41	91	31	31	62
	11歳	45	47	92	43	44	87	36	54	90	49	42	91	50	42	92
合計		251	256	507	234	243	477	224	222	446	223	192	415	194	175	369
児童合計		398	393	791	372	362	734	346	333	679	324	294	618	289	266	555

## 2-5 第2期七戸町子ども・子育て支援事業計画の事業実績

本町では、第2期七戸町子ども・子育て支援事業計画において、「安心してすこやかな子どもを生み育てることができるまち しちのへ」を基本理念とし、(1) 子ども・子育て環境の整備、(2) 幼児期の学校教育・保育の推進、(3) 職業生活と家庭生活の両立の推進、(4) 要保護児童等への対応、(5) 母親と乳幼児の健康確保・増進(母子保健計画)、の5つを基本目標にして取り組んできました。

第2期七戸町子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から令和6年度の5年間で、計画期間における教育・保育地域子ども・子育て支援事業の取組は、各事業おおむね計画どおりの実施となりました。

なお、令和2年度から令和4年度にかけては、新型コロナウイルス感染症への対応の必要性により、一部において常時の運営が困難な状況にありましたが、国の動向を踏まえつつ、工夫しながら事業を進めてきました。

各事業の実績等は、下記のとおりです。令和6年度については、いずれも見込値です。

### 1. 教育・保育

少子化の傾向が続いており、全体として実績値は減少傾向にあります。この中、本町では一定の供給体制を確保していることから、待機児童は発生していない状況です。また、多様なニーズに対応できるよう、設備や体制の整備、保育の質の向上などを実施しており、教育・保育の充実に取り組んでいます。

#### (1) 1号認定

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値①	人	8	14	9	12	5
確保の方策②	人	25	25	25	25	25
教育・保育施設	人	25	25	25	25	25
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
①-②	人	17	11	16	13	20

#### (2) 2号認定

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値①	人	227	238	216	192	166
確保の方策②	人	243	248	248	216	197
教育・保育施設	人	243	248	248	216	197
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
①-②	人	16	10	32	24	31

## (3) 3号認定

## ◆0歳児

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値①	人	8	26	12	10	9
確保の方策②	人	31	40	35	26	26
	教育・保育施設	人	31	40	35	26
	地域型保育事業	人	0	0	0	0
①-②	人	23	14	23	16	17

## ◆1、2歳児

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値①	人	234	186	186	98	82
確保の方策②	人	262	224	214	108	87
	教育・保育施設	人	262	214	108	87
	地域型保育事業	人	0	0	0	0
①-②	人	28	38	28	10	5

## 2. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども子育て支援事業の実施状況は、下記のとおりです。ニーズ把握にも努めており、おおむね計画どおりの実施となりました。

## (1) 利用者支援事業

令和2年度は、「七戸町母子保健型 子育て世代包括支援センター」を開設し、①妊産婦及び乳児等の実情の把握や、②妊娠、出産及び子育てに関する各種の相談、必要な情報提供、助言及び保健指導の実施、③必要に応じた支援プランの作成等の業務を実施しました。令和4年度には母子保健・児童福祉が統合された「こどもみらい課」を設置し、互いの連携をより強化して、切れ目のない相談体制が整いました。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	施設	1	1	1	1	1
確保の実績	施設	1	1	1	1	1

## (2) 地域子育て支援拠点事業

町内5か所の子育て支援センターにおいて事業を実施しました。乳幼児及び保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の必要な援助を行いました。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	人	3,606	1,422	2,076	1,576	2,000
確保の実績	施設	5	5	5	5	5

### (3) 妊産婦健康診査事業

妊婦一人につき14回の妊婦健診費を助成しました。また、多胎妊婦については、さらに最大7回分までの追加助成がなされました。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	人	81	75	70	71	40
確保の実績	人	81	75	70	71	40

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

新生児や乳児に対し保健師や助産師による家庭訪問を行い、健康状態や育児の様子について把握し、必要に応じて助言や指導を行いました。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	人	58	40	33	44	40
確保の実績	人	78	40	33	44	40

### (5) 養育支援訪問事業

母子手帳発行時の妊婦面接や乳児全戸訪問の結果等から対象者を把握し、養育支援が特に必要と判断した家庭を訪問して養育に関する指導・助言を実施しました。継続して訪問することにより、対象児童の心の安定が図られるようになっています。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	世帯	3	3	1	1	2
確保の実績	世帯	3	3	1	1	2

### (6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

令和4年度に母子保健・児童福祉が統合された「こどもみらい課」が担当部署となり、代表者会議（年1回）や実務者会議（年6回）、個別ケース検討会議（年3回程度）を開催、児童虐待予防に取り組みました。児童虐待に関する研修会に関しては、令和2年～令和5年はコロナ禍であったこともあり開催できませんでしたが、令和6年には開催実現を目指しました（計画策定時）。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童虐待に関する研修会の実施予定	回	1～2回	1～2回	1～2回	1～2回	1～2回
実施の実績	回	0	0	0	0	1～2回

## (7) 子育て短期支援事業

子どもを親族等に見てもらふことが多いことから、これまでの実績はない状況ですが、利用希望があった場合には速やかに対応できるよう体制を整えています。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	人	—	—	—	0	4
確保の実績	人	—	—	—	0	4

## (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

サービス利用のニーズ把握に努めましたが利用希望が確認されないことから、現在、本町における実績はない状況です。しかしながら、今後は多様な保育ニーズの増加が予想されることから、そのニーズに応える方策の1つとして上十三広域圏での実施等を検討します。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	人	0	0	0	0	0
確保の実績	人	0	0	0	0	0

## (9) 一時預かり事業

現在6つの施設（保育所・認定こども園）において、一時預かり事業を実施しています。施設では、利用を希望する子どもについて、必要な保育がなされています。また、対象者にはそれに係る利用料について全部又は一部を助成しています。ニーズの把握にも努めており、利用希望があれば受入できる状況です。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	人	713	558	596	494	494
確保の実績	施設	6	6	6	6	6

## (10) 延長保育事業

現在6つの施設において教育・保育給付認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日時において、必要な保育を実施しています。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	人	111	114	100	240	120
確保の実績	施設	6	6	6	6	6

### (11) 病児保育事業

現在2か所の認定こども園で病後児対応型の保育事業を実施しています。利用希望などのニーズの把握にも努めており、利用希望があれば受入できる状況です。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	人	33	140	101	104	150
確保の実績	施設	2	2	2	2	2

### (12) 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

令和2年度より、これまでの児童館を「児童センター」に統一し、4か所の施設で指定管理者による事業を実施し、放課後児童クラブ（学童保育）の充実を図っています。放課後児童クラブでは、児童の放課後や長期休業時の望ましい遊び場や安全・安心な生活の場の確保のために施設を整備しており、放課後児童クラブ・放課後子ども教室を一体的に推進しています。利用希望などのニーズの把握にも努めており、現段階では利用希望があればすべて登録できる状況です。

年 度	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の実績	人	432	402	383	437	541
	低学年	239	225	214	216	267
	高学年	193	177	169	221	274
確保の方策	施設	4	4	4	4	4

## 2-6 第3期計画策定に向けた課題

### 課題1 教育・保育の総合的な推進への一層への取組みと情報発信

少子化が進展する中、幼児教育・保育の質の向上を図り持続可能な提供体制の構築を行うなど、乳幼児期の教育・保育の総合的な推進に一層取り組む必要があります。

現在、少子化が進み、家庭や地域において他の子どもと関わる機会が減少しています。そうした中、教育・保育施設における集団教育・保育の持つ意義はますます高まっています。教育・保育の場で出会う仲間との交流は、将来にわたる人格形成や社会性を促すうえで非常に大きな役割をもっており、人格形成や生きる力の基礎を培う場としてきわめて重要でもあります。さらに、近年、保育所・幼稚園・認定こども園・学校において、特別な支援が必要な子どもが増加傾向にあり、一人ひとりの特性等に配慮した対応や支援が求められます。

七戸町では、第2期計画において、訪問の機会や健診等の場面を活用し、子どもの養育状況を確認し、保護者の相談に応じるなど、きめ細かな対応をしながら保護者のニーズをとらえ、教育・保育の充実につなげています。また、関係機関との連携による対応も実施しています。こうしたきめ細かな対応は、今後も継続するとともにさらなる充実化が求められます。

一方で、アンケート調査では、様々な支援の内容について知らない、手続き等がわからない等の理由で利用を躊躇する保護者の状況も確認されました。よって、居住年数が浅い町民の方々においても容易に支援情報にアクセスできるよう、取組に関する認知を高めるための情報発信も必要です。

### 課題2 子育て世帯の生活環境の多様化に伴う教育・保育ニーズへの対応

現在、保護者の働き方や家族形態など、子どもを取り巻く環境は多様化しており、保育所等における保育もまた、保護者が安心して子育てができるよう、サービスの拡充が必要となっています。今回のアンケート結果では、夫婦共働き世帯の増加や就労形態の多様化が進んでおり、昼間に保護者が家にいない家庭が増えていることが伺えました。一方で子どもを見てもらえる親族や知人の存在はあるものの、困難度を伺うと「非常に困難」、「どちらかという困難」という回答が半数を占めているという結果が確認されました。また、町内の状況として、コロナ禍を経て、病児保育の利用者が大幅に減少する傾向が見受けられます。その中で、子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所の確保に一層取り組む必要があります。

保護者の働き方については、アンケート調査により、一部ではありますが、リモートワークやフレックスタイム制度、始業・終業時間の繰り上げ・繰り下げ等の柔軟な働き方を取り入れている状況も見受けられました。そして、リモートワーク等の柔軟な働き方を取り入れることで、仕事と子育ての両立がうまくいくようになったという結果も確認されます。共働き世帯が増えていく中では、企業等との連携なども視野に入れていくことも方策の一つです。

今後は、保護者等の教育・保育へのニーズを柔軟に汲み取りつつ、保育所等が日常の保育・教育の中でどのように提供することができるか、また、それを提供するためには、保育者においてどのような心構え・能力が必要とされるのか、その心構え・能力をどのように醸成・向上させていくのか、そのための体制をどのように構築すればよいのか等を考えていく必要があります。

### 課題3 教育・保育のニーズ（量）に合わせたハード・ソフトのバランスの検討

課題1、課題2でも挙げたように、本町における教育・保育を取り巻く状況は変化しています。また、将来における子どもの人口は減少傾向となることが推計されています。一方、女性の就業率は上昇傾向にあるため、教育・保育への需要そのものは、しばらくは大きな変化はないものと考えられます。

本町の保育等の現状を見ると、見込み量に対して実績値が大幅に少ない状況にある事業が確認されます。こうした状況は、現場では余裕が生まれて保護者にとっても利用しやすい一面もありますが、集団教育・保育の質という視点、施設の運営面などでは新たな課題も出ています。例えば、園児数が少ない認定こども園であっても、園ごとに適正な保育士等の配置が必要となりますが、人件費における財政負担が大きいことから、効率の良い人員配置が求められるなどです。また、多様なニーズに対応するには、設備の面での工夫を行ったり、優秀な人材の確保保育の質の向上を図ったりするなど、あらゆる点において高い質や工夫が求められるようになることが予想されます。

こうした状況から、今後はニーズ（量）に合わせたハード面（施設や設備等）とソフト面（情報提供や人材育成等）を考え、バランスをとった適切な体制を作っていくことも課題の一つです。

### 課題4 安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることでできる環境づくり

子育ては、特に第一子の場合には初めての経験であり、ノウハウがなく不安になることも多くあります。アンケート調査の結果では、「経済的な不安」のほか、勉強や進学、発達に関すること、関わり方や叱り方など「子どもの成長や、子どもとの関係に関する悩み」、育児疲れや自分の時間をとれないなどの「子育てへの負担への悩み」などを、半分以上の保護者が抱えている状況でした。また、「悩んでいることや気になることがあっても誰にも相談する人がいない」「子どもを親族・知人等の誰にもみてもらうことができない」などの割合もわずかながらあり、子育ての不安感、孤立感を持つ保護者の姿が浮かび上がってきます。

そのため、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、他の子育て家庭を含むすべての子ども・子育て家庭の不安感や孤立感を解消し、妊娠期から安心して、また喜びを感じながら子育てができるよう支援していくことが求められています。

### 課題5 連携による機能の強化の検討

子育ての多様なニーズについて切れ目なく対応し、町の取組をより効果的に発揮するためには、相互の連携を強化し総合的に進めていくことが重要です。

子育て家庭の持つ悩みは、子どもの成長発達や、その時々家庭状況によって変化します。子育て家庭に対し、切れ目のない支援をするためには、変化する悩みに常に対応できることが重要ですが、単独の事業だけでは難しい場合も多くあります。また、対応に専門性を要するケースも増え、専門機関につなぐ必要がある親子の地域の支援の利用も多くなっています。

このような状況においては「連携」という視点が重要となります。各組織がこれまで蓄積してきた知識と経験に加え、保護者と子どもの置かれている状況を的確にとらえ、必要に応じて最も適した方法を模索する取組がこれまで以上に求められます。しかし、こうした取組は町単独では難しい部分もあります。そこで、関係機関や広域連携なども視野に入れ、総合的に進めていくことが必要です。

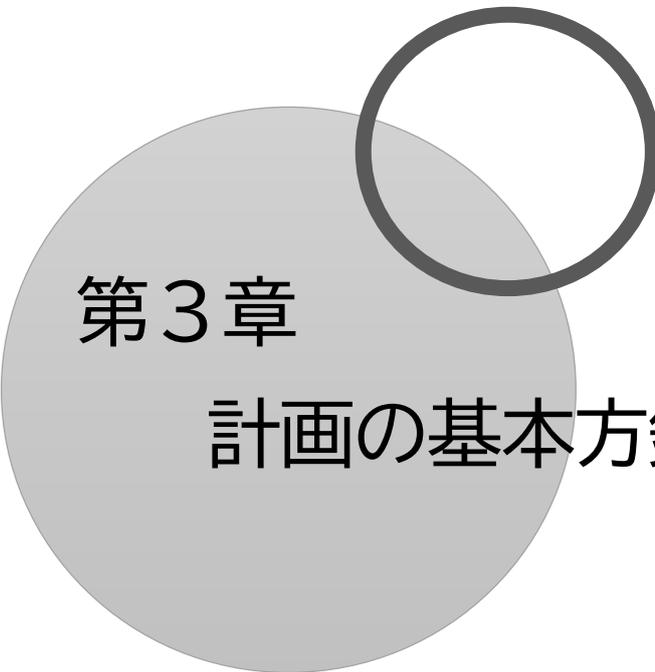
## 課題6 子育て家庭を支える地域づくり

子育て家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の不安感や孤立感の解消には、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場づくりが必要です。

時代の流れの中で、核家族化により家には親しか大人がいない家庭が増えてきました。そうした中で、より地域の人々が協力し、地域全体で子育てを支える重要性を認識するような取組が必要になります。地域住民が、近所の親子とあいさつを交わしたり、登下校時の子どもや公園などで遊ぶ子どもに声掛けしたりすることは、それ自体は些細なことでも、子育て家庭の孤立防止や子どもの健全な成長につながるといえます。地域住民一人ひとりが子どもや子育て家庭をあたたく見守り、近所や子育て家庭同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めることが期待されます。

一方で、アンケートの結果を見ると、地域の特徴でもある互いへの「近さ」故に本音を話せない等の問題も少なからずある状況が見えてきます。こうした点についても視野に入れながら取り組むことが求められています。





## 第3章

### 計画の基本方針



## 3-1 基本理念

### 子ども一人ひとりがすこやかに育ち 安心して楽しく生み育てることができるまち しちのへ

本町は、地域の個性を大事にしながら、豊かな自然や歴史、文化を守り、次世代に継承しながら誇れる「ふるさと」となることを目指しているまちです。

こうした環境の中で、誰もが安心して子どもを産み、楽しみを持ちながら子育てができるよう、積極的に取り組んできました。

子どもは、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。そして、子どもの健やかな成長は、社会全体の願いでもあります。

子どもの成長と子育てを支援することは、一人ひとりの子どもや子育て家族の幸せにつながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つです。そのため、地域ぐるみで子どもや子育て家庭を優しいまなざしで包み込み、あたたかく寄り添い、応援していく環境づくりを進めていくことが不可欠です。

だれもが子どもを生み育てやすいと実感できるとともに、すべての子どもたちが地域の豊かな自然や歴史・文化、様々な人々との関わりの中で豊かに育ち、あたたかな社会をつくる原動力となるよう、そして、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

本計画においては、第2期計画における基本理念を継承しつつも、「子どもの権利」※の視点を明確にした基本理念を設定しました。

すべての子どもが個性を大事にしつつすこやかに育つとともに、子育てをする家庭がより安心して生み育て、子育てを喜びや楽しみを持ちながらできるよう、本町の子ども・子育て支援の推進に取り組めます。

#### ※「子どもの権利」とは

「子どもの権利」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に基づいた考え方です。18歳未満の子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同じ一人の人間としての人権を認めつつ、成長の過程で特別な保護や、配慮が必要な権利も定めています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効されました。日本は1994年に批准しています。

「子どもの権利条約」には、4つの原則があります。

1. 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）：すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
2. 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）：子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
3. 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）：子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
4. 差別の禁止（差別のないこと）：すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

## 3-2 基本目標

### 基本目標1 子ども・子育て環境の整備

地域や社会が、子どもや子育てする保護者に寄り添い、妊娠、出産、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、子どもの健やかな成長を支えるとともに、子育ての喜びを感じることができるよう、環境を整備します。また、子どもの居場所づくりや子育ての相談体制、情報提供を充実させることで、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整えます。

### 基本目標2 子どもの教育・保育の推進

これからの社会を担うすべての子どもたちが、個人として尊重されつつ、個性や創造性を発揮し、自分の夢や希望に向かって健やかに成長していくことを支えます。子ども一人ひとりの発達段階に応じた育ちや学びが積み重なっていくよう、子どもの成長を長い目でとらえ、認定こども園、保育所、小学校等の連携のもと、子どもの育ちに関わる大人、関係機関、地域資源が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切に推進します。

### 基本目標3 職業生活と家庭生活の両立の推進

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

### 基本目標4 支援が必要な子どもへの対応

支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結びつけるとともに、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。障がいや発達、疾病のほか、児童虐待や貧困など、どのような配慮が必要になるのかは、子ども一人ひとりの特性や、生活場面や環境によっても異なりますが、早期発見・早期対策を目指すとともに、関係機関が相互に連携を深めつつ、本人と家庭、周りの人々との対話や協力を仰ぎながらきめ細かな取組を推進します。

### 基本目標5 親子の健康と健やかな成長の確保・推進（母子保健計画）

安全な妊娠・出産のための支援から、母子の健康づくり・子育ての支援までを切れ目なく充実させ、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりを進めます。まずは妊娠期から出産、育児の段階にかけて、母子保健サービスを着実に提供するとともに、子育て支援事業との連携を強化します。さらに、食育や思春期保健対策など、子どもたちの健やかな成長に向けた対策を推進します。

### 3-3 計画の体系







## 第4章

### 基本施策の内容



## 基本目標1 子ども・子育て環境の整備

基本  
施策

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 幼児教育・保育の確保
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の充実
- (4) 地域での子育て支援の推進や子どもの居場所づくり
- (5) 子育て相談体制の整備、子育て情報の提供

### 1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定です。市町村は、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。（子ども・子育て支援法第61条第2項）

本町の「教育・保育提供区域」は、各事業が広域的に利用されていることから、第2期計画に引き続き、町全体を1つの区域として設定し、必要な提供体制を確保します。

#### 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域区分 / 施設・事業名			区域
教育・保育・施設等	教育・保育施設	保育所・認定こども園	町全域
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
利用施設等	① 病児保育事業		町全域
	② 一時預かり事業		
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業		町全域
	②地域子育て支援拠点事業		
	③妊婦健康診査事業		
	④乳児家庭全戸訪問事業		
	⑤養育支援訪問事業		
	⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）		
	⑦延長保育事業		
	⑧病児保育事業		
	⑨子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
	⑩放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		
	⑪一時預かり事業		
	⑫産後ケア事業		
	⑬妊婦等包括相談支援事業		
	⑭乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※ <sup>1</sup>		
	⑮子育て世帯訪問支援事業 ※ <sup>2</sup>		
	⑯児童育成支援拠点事業 ※ <sup>2</sup>		
	⑰親子関係形成支援事業 ※ <sup>2</sup>		

※1 乳児等通園支援事業は、令和7年度のみ地域子育て支援事業として扱われますが、令和8年度以降は、新たな給付制度に基づく事業になります。

※2 子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業は、努力義務の事業であり、国の動向や町の状況を踏まえつつ、今後実施を検討してまいります。

## 2. 幼児教育・保育の確保

幼児期は、将来、充実した生活を送る上で不可欠となる能力や身体、情操などを育む重要な時期です。また、日々の様々な経験や人との関わりなどを通して、知的・感情の面でも急速に成長する時期でもあります。

幼児教育・保育は、こうした時期に重要な役割を担っており、本町においても、既存の保育・教育資源を最大限活用しつつ、保護者からのニーズの把握や必要性を考慮し、必要な基盤の確保に努めます。

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みで運営されています（同法第19条）。その際の認定区分は以下のとおりです。

### ◆認定区分

認定区分	定義	対象年齢	主な利用施設
1号認定	満3歳以上の教育認定。子どもが満3歳以上で教育を希望する場合。	3～5歳	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育認定。子どもが満3歳以上で「保育の必要な事由※」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。	3～5歳	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育認定。子どもが満3歳未満で「保育の必要な事由※」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。	0歳 1歳 2歳	保育所 認定こども園 地域型保育

※「保育の必要な事由」とは、①就労、②妊娠・出産、③保護者の疾病・障がい、④同居又は長期入院等している親族の介護・看護、⑤災害復旧、⑥求職活動、⑦就学、⑧虐待やDVのおそれがあること、⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合をいいます。

計画期間の各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策については、本計画の「第5章 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策」に記載されています。

## 3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業では、市町村子ども・子育て支援事業計画に従い、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行います。国・都道府県による交付金等による支援のもと、市町村が地域の实情に応じて実施しています。本町においても、地域子ども・子育て支援事業の必要性を鑑み、地域の实情も踏まえつつ、事業の充実化を図ります。

なお、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策については、本計画の「第5章 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策」に記載されています。

### ◆「地域子ども・子育て支援事業の項目

(1) 利用者支援事業	(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
(2) 地域子育て支援拠点事業	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
(3) 妊婦健康診査	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	(14) 妊婦等包括相談支援事業〔新設〕
(5) 養育支援訪問事業	(15) 乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）〔新設〕
(6) 子育て短期支援事業	(16) 産後ケア事業〔新設〕
(7) ファミリー・サポート・センター事業	(17) 子育て世帯訪問支援事業〔新設〕
(8) 一時預かり事業	(18) 児童育成支援拠点事業〔新設〕
(9) 延長保育事業	(19) 親子関係形成支援事業〔新設〕
(10) 病児保育事業	

## 4. 地域での子育て支援の推進や子どもの居場所づくり

子どもは家庭のみならず学校や地域などの社会における人との交流の中で、様々な経験をして成長していきます。そのため、地域社会を構成する主体それぞれが、子どもや子育てに対する関心や理解を深め、地域ぐるみで子どもの健やかな成長を支える環境づくりを進めます。また、安心して、思うままに過ごし、自分らしくいられる「居場所」は、子どもの自己肯定感や自己有用性を高めるためにも大切です。

本町では、児童の放課後や長期休業時の望ましい遊び場や安全・安心な生活の場の確保のために施設を整備しており、子どもの視点に立ちながら、子どもたちの遊び場や居場所づくりを推進します。

## 5. 子育て相談体制の整備、子育て情報の提供

妊娠から子育ての期間は、初めての経験が多だけでなく、人間関係の希薄化による影響や生活の変化などが重なり、身体的・精神的にも不安定になりがちです。そこで、子どもの成長や子育てに関する内容など、保護者が子育てに関する不安や悩みをいつでも気軽に相談できる相談体制の充実を図ります。また、母子手帳交付や健診の機会、ホームページなどを活用して、子育てに役立つ情報や各種子育て支援サービスの情報を積極的に発信します。

## 基本目標2 子どもの教育・保育の推進

### 基本 施策

- (1) 教育・保育の一体的な提供の推進
- (2) 保育所・認定こども園、小学校の連携
- (3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施
- (4) 支援給付等の円滑な実施

### 1. 教育・保育の一体的な提供の推進

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な位置づけにあります。このため、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要です。

本町では、6つの認定こども園・保育所により教育・保育事業を行っており、既存の資源を最大限活用しながら、多様な保育・教育ニーズに対応するための基盤を確保してきました。また、施設間の協力のもと、教育・保育を一体的に提供する体制を整えています。今後も保護者からのニーズの把握や必要性を考慮しながら、保育、幼児教育の一体的な提供の充実を図ります。

なお、令和7年度からは、5つの認定こども園になりますが、周知も含め円滑な提供に努めます。

### 2. 保育所・認定こども園、小学校の連携

子どもの発達には連続性を有していることから、幼児期及び児童期の教育を円滑に接続することで子どもたちの成長を支えることができます。そこで、両期における子どもの育ちの連続性を確保するため、保育所、認定こども園、小学校間の交流促進や保育士、保育教諭、教職員の意見交換、合同研修の実施支援など、保育所、認定こども園、小学校の連携の推進を図ります。

### 3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子ども・子育て支援法では、市町村が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援すること及び子どもの保護者の経済的負担を軽減することを目的として「子育てのための施設等利用給付」が実施されています。(第68条第2項)

本町では、子育てのための施設等利用給付の実施にあたり公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ給付方法の検討を行い、保護者への制度の案内等を的確に行います。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、施設への指導や指導監査等を行っていきます。

### 4. 支援給付等の円滑な実施

法律に基づく支援給付等について、対象となる保護者への周知を進めるとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を踏まえつつ、公正かつ適正な支給を行います。また、必要に応じて給付の方法や事務手続きの変更について検討するなどにより、円滑な給付を図ります。

## 基本目標3 職業生活と家庭生活の両立の推進

基本  
施策

- (1) 仕事と子育ての両立
- (2) 多様な保育サービスの充実
- (3) 男女共同での子育ての推進

### 1. 仕事と子育ての両立

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を目指すことは、子ども・子育てをしやすい社会にするためにも重要です。一方で、共働き家庭の増加などを背景に、仕事と子育ての両立に負担感や悩みを抱えている保護者の存在にも目を向けていくことも必要です。

そこで、子育てがしやすい働き方や、家庭での役割分担を選択できる働きやすい労働環境の改善に向けた情報提供などの施策を推進するとともに、個人や家庭での取組のみでは難しい状況に対しては、労働時間の短縮や子どもの急病への対応、育児に無理のない職務内容などのきめ細かい対応が必要となることから、企業内の協力体制の整備を働きかけるなど、仕事と子育ての両立ができる環境づくりを進めます。

### 2. 多様な保育サービスの充実

共働き家庭の増加や働き方の多様化などにより、保育に対するニーズも広がりを見せています。そのため、家庭とともに基本的な生活習慣や心を育む場として位置づけられる教育・保育について、子育て家庭の置かれた状況を踏まえて多様なサービスの提供を行います。併せて、産後休業・育児休業から保育の段階まで切れ目のないサービスを実施するため、保育所等の既存の社会資源を活用するなど環境整備を行います。

### 3. 男女共同での子育ての推進

女性の社会参加等が進み、共働き世帯が増える中、男女がともに家族としての責任を担い、仕事と子育ての両立ができる環境づくりを推進します。また、地域社会においてワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識が醸成され、男女問わず子育ての大切さを理解し、子どもや子育てをあたたく見守り応援する気運が高まるよう、啓発活動を進めます。

## 基本目標4 支援が必要な子どもへの対応

### 基本 施策

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等自立支援の推進
- (3) 子どもの貧困対策の推進
- (4) 支援が必要な子どもへの対応

### 1. 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの成長と人格形成に深刻な影響を与えます。しかしながら、外からでは見えにくい家庭の中で起こりやすいため、地域や関係機関の日頃からの見守りにより、虐待の未然防止、早期発見できる体制を充実化させていきます。また、児童相談所などの関係機関と連携強化を図ります。

本町では、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、保育園、認定こども園、学校、教育委員会、警察署、その他の関係機関からなる虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を設置していることから、同ネットワークを活かした児童虐待防止対策を総合的に取り組む体制を強化していきます。

### 2. ひとり親家庭等自立支援の推進

ひとり親家庭は、親族等の援助を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが少なくありません。家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた総合的な相談・支援を行う必要があります。また、相談窓口の存在や支援策を知らず必要な支援が受けられないことがないように、周知活動を継続・強化していく必要があります。

そこで、子育ての心理的・経済的負担が大きいことを鑑み、きめ細かなサービスの展開を図り、子育て、生活、就業等の総合的な支援を推進します。

### 3. 子どもの貧困対策の推進

世帯の経済状況は、日常生活に関する事柄のみならず、子どもの精神面にも影響を与えています。また、子どもの将来的な進学などにも影響があり、格差につながっています。

本町では、県が策定した「子どもの貧困対策推進計画」との整合を図り、関係機関と連携して、生活に困窮した世帯の自立を支援し貧困の連鎖を防止するため、そうした家庭の子どもたちの学習支援や就学援助費の支給等、個々の世帯の状況に応じた実効性の高い貧困対策を総合的に推進します。

### 4. 支援が必要な子どもへの対応

障がいのある人もない人も住み慣れた地域でともに自分らしく暮らしていくために、子ども一人ひとりの状況を見極めながら配慮を考え、それを実現していくことが大切です。障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することも重要です。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども（いわゆるヤングケアラー）などに対する支援も求められています。

本町では、こうした背景を鑑み、身体面の発育不良、視聴覚障害、発達障害、精神・運動発達遅滞のほか様々な状況により支援が必要な子どもの早期発見に努め、国、県や関係機関と連携して、個々の子どもに対して適切な対応を進めます。

## 基本目標5 親子の健康と健やかな成長の確保・推進(母子保健計画)

### 基本 施策

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 思春期保健対策の充実
- (3) 食育の推進

### 1. 子どもや母親の健康の確保

すべての妊婦・子育て家庭が安心して妊娠時期を過ごし、子どもを産み育てることができる環境の整備は非常に重要です。安心して妊娠・出産できるよう、併せて子どもと子育て家庭がともに健やかでいられるような身体面、精神面の支援が求められます。

本町では、健やかな妊娠と出産のため、妊娠から出産までの保健・医療の充実を図り、連携を進めることで、安全・安心な妊娠・出産を支援します。また、妊婦・産婦の出産や育児に関する不安を解消するための教室の開催や個別相談・訪問指導・情報提供など、妊娠初期からのきめ細かな支援を推進します。

### 2. 思春期保健対策の充実

現在の様々な環境変化は、子どもたちの心身の状態や健康に関わる行動に大きく影響を及ぼします。特に近年では、情報技術の目覚ましい発展により、様々な健康情報や性に関する情報の入手が容易になっています。こうした中、子どもたちが健康に関わる情報や性に関する情報を正しく理解・選択し、適切に行動できるようにすることは喫緊の課題となっています。

本町では、学校等と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止、性の問題・男女交際・生命の尊重等の知識向上に向けた取組の充実化を図ります。

### 3. 食育の推進

昨今、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満、生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られる状況です。子どもの時に食に関する知識を得て、食を選択する力や望ましい食習慣を身につけ、正しい食生活を実践できるようにすることは、将来の心身の健康を保つためにも大切です。

本町では、町民の食育に関する理解を深めるとともに、健やかな子どもの育成を目指した料理教室の開催や保護者への食習慣改善の指導などを行います。

#### ○母子保健計画に基づく施策について

本項の母子保健計画に基づく施策は、成育医療等基本方針（成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針：令和5年3月22日閣議決定）に基づくものとして記載します。成育医療等基本方針の国民運動として位置づけられる「健やか親子21」（第2次2015年～2024年）では、趣旨や目標等を踏まえつつ、母子保健をめぐる現状、サービスの現状や課題・目標等を具体的に記載し、当該計画に沿って事業を実施するよう記載されています。

本町においても、その考え方に沿って施策を実施しており、第3期計画においても、本計画の基本指針である「子ども一人ひとりがすこやかに育ち 安心して楽しく生み育てることができるまち しちのへ」のもと、家庭・学校・地域との連携を深め、住民と一体となった具体的ビジョンと母子保健施策を推進します。具体的な内容については「第6章 母子保健計画」に記載されています。





## 第5章

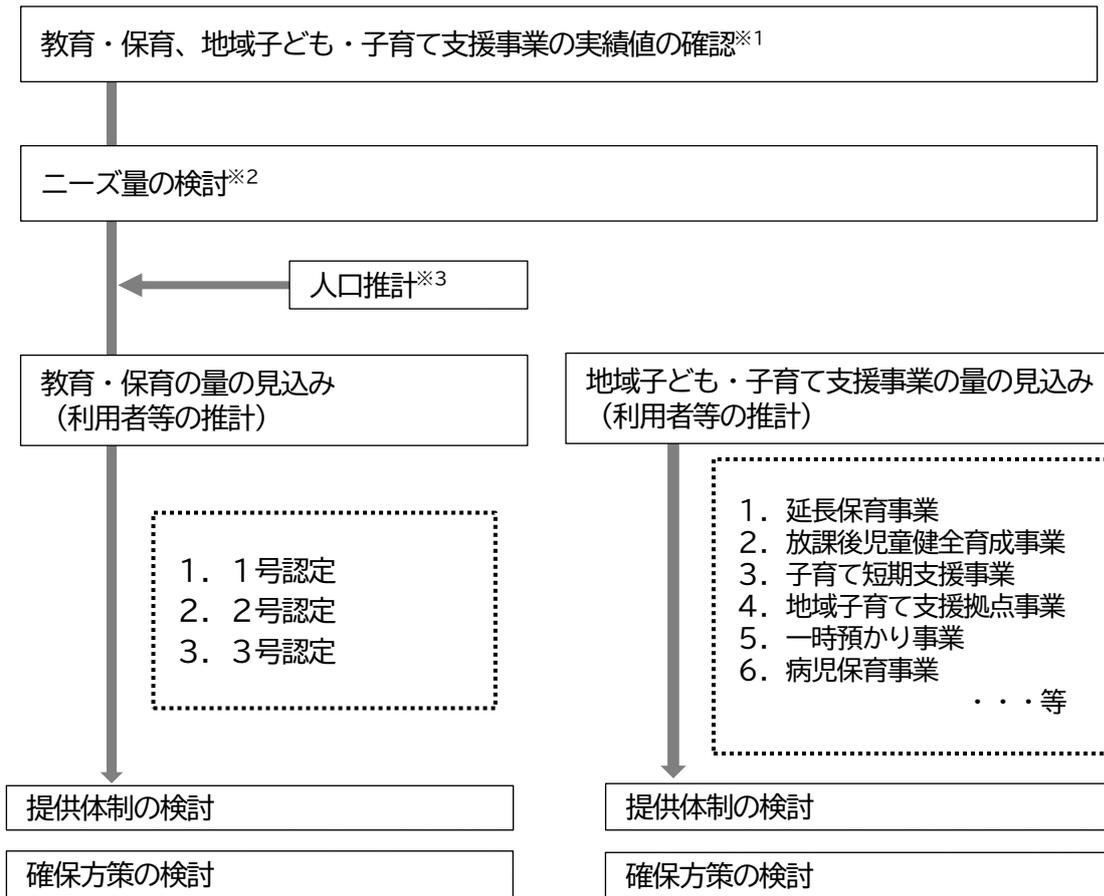
# 子ども・子育て支援事業計画に おける量の見込みと確保方策



## 5-1 量の見込みの算出方法

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ推計にあたっては、実情を踏まえた推計を行う観点から、「人口推計」、「実績値」、「ニーズ量」という3つの数値を基礎に事業の特徴などを勘案して算出し、その後、町の地域特性との整合性を検証しながら推計を行いました。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み推計のフロー



※1 実績値について

事業の特性や状況に応じて、第2期計画の実施期間（令和2～6年）における実績値を活用しています。なお、令和6年度に関しては、計画策定中の期間のため見込値となっています。また、令和2～4年に新型コロナウイルスの影響などもあったことも勘案して活用しています。

※2 ニーズ量について

ニーズ量に関しては、令和5年12月20日～令和6年1月10日に実施した町内の就学前児童（0歳児～5歳児）の保護者及び町内の小学生（小学1～6年生）の保護者に対するアンケート調査の結果の中から、各事業における該当項目のニーズ（顕在ニーズ、潜在ニーズ）等の割合を算出して推計に活用しています。

※3 人口推計について

人口推計は「コーホート変化率法」を基礎に用い、町の状況を踏まえ独自に算出しています。

## 5-2 教育・保育の量の見込みと確保方策

### 1. 1号認定

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	人	10	10	10	10	10
確保量	人	20	20	20	20	20
	教育・保育施設	人	20	20	20	20
	地域型保育事業	人	0	0	0	0

#### 【事業実施に対する考え方】

今後の量の見込みについては、減少傾向で推すると見込まれます。保護者の利用希望に対応していくため、一定の提供体制を確保していきます。

### 2. 2号認定

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	人	160	155	138	125	111
確保量	人	162	157	141	126	113
	教育・保育施設	人	162	157	141	113
	地域型保育事業	人	0	0	0	0

#### 【事業実施に対する考え方】

現在、町内では待機児童は発生していません。令和6年度末に榎林こども園が廃園となり、令和7年度以降は、確保の施設数が5になります。

今後の量の見込みについては減少傾向で推移すると見込まれており、ニーズの多様化等の状況も踏まえ、一定の提供体制を確保するとともに、質の向上を図ります。

### 3. 3号認定

#### ◆0歳

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	人	13	13	13	12	12
確保量	人	15	15	15	13	13
	教育・保育施設	人	15	15	13	13
	地域型保育事業	人	0	0	0	0

◆ 1歳

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	人	40	30	29	28	28
確保量	人	40	32	30	30	30
	教育・保育施設	40	32	30	30	30
	地域型保育事業	0	0	0	0	0

◆ 2歳

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込値	人	45	40	30	29	28
確保量	人	45	43	36	35	33
	教育・保育施設	45	43	36	35	33
	地域型保育事業	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

保護者のニーズの多様化等の状況も踏まえ、一定の提供体制を確保していきます。

## 5-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### 1. 利用者支援事業

子ども及び保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等を円滑に利用できるように、子ども及び保護者の身近な場所において相談に応じ、必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。本町では、令和2年度から「七戸町母子保健型 子育て世代包括支援センター」にて事業を実施しています。また、令和4年度には母子保健・児童福祉が統合された「こどもみらい課」を設置、互いの連携をより強化して切れ目のない相談体制を整えています。

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	施設	1	1	1	1	1
確保の方策	施設	1	1	1	1	1

#### 【事業実施に関する考え方】

実施にあたっては、子育て支援センター、各保育所・認定こども園・学校及び関係機関との連携のうえ、現体制を維持しながら事業を実施いたします。また、今後「子ども家庭センター」の設置を目指しています。

### 2. 地域子育て支援拠点事業

保育所、認定こども園等の地域における身近な施設で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	1,600	1,500	1,400	1,300	1,200
確保の方策	施設	5	5	5	5	5

#### 【事業実施に関する考え方】

現在、町内5か所の子育て支援センターで実施しており、保護者の子育ての不安等を解消する観点からも、現行体制で継続実施いたします。

### 3. 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中の適時における健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施する事業です。

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	30	30	29	28	28
確保の方策	人	30	30	29	28	28

#### 【事業実施に関する考え方】

事業の充実を図りながら、現状の体制を継続しつつ継続実施いたします。

## 4. 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

年 度	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	30	30	29	28	28
確保の方策	人	30	30	29	28	28

### 【事業実施に関する考え方】

利用者のニーズを取り込みつつ、事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施いたします。

## 5. 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

年 度	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	世帯	2	2	1	1	1
確保の方策	世帯	2	2	1	1	1

### 【事業実施に関する考え方】

事業の充実を図りながら、現状の体制を継続しつつ実施いたします。

## 6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。本町では、令和5年度より本事業を1施設に委託することで体制を整備しています。

年 度	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	4	3	3	3	2
確保の方策	人	4	3	3	3	2

### 【事業実施に関する考え方】

利用者のニーズを取り込みつつ、事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施いたします。

## 7. 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、及びその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。本町では、5つの施設（保育所・認定こども園）において、一時預かり事業を委託して実施します。令和6年度末で榎林こども園が廃園となり確保の施設数は5になりますが、需要に対応できるよう体制整備やサービスの向上を図ります。

年 度	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	500	480	460	440	420
確保の方策	施設	5	5	5	5	5

### 【事業実施の考え方】

利用者のニーズを取り込みつつ、事業内容の充実を図りながら、継続実施いたします。

## 8. 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日時において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。本町では、5つの施設において教育・保育給付認定を受けた子どもについて必要な保育を実施します。令和6年度末で榎林こども園が廃園となり、確保の施設数は5になりますが、需要に対応できるよう体制整備やサービスの向上を図ります。

年 度	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	240	220	220	200	200
確保の方策	施設	5	5	5	5	5

### 【事業実施の考え方】

利用者のニーズを取り込みつつ、事業内容の充実を図りながら、継続実施いたします。

## 9. 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。本町では、令和7年4月から認定こども園で病児対応型と病後児対応型をそれぞれ1カ所で行います。

年 度	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	150	150	140	140	130
確保の方策	施設	2	2	2	2	2

### 【事業実施の考え方】

利用者のニーズを取り込みつつ、事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施いたします。

## 10. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	0	0	0	0	0
確保の方策	人	0	0	0	0	0

### 【事業実施に関する考え方】

サービス利用のニーズ把握に努めておりますが、本町ではこれまで利用希望がない状況です。しかしながら、今後は多様な保育ニーズの増加が予想されることを踏まえ、さらなるニーズ把握に努めつつ、上十三広域圏での実施等を検討いたします。

## 11. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により日中に家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供することで、その健全な育成を図る事業です。

本町では、「児童センター」の4か所の施設で指定管理者による事業を実施し、放課後児童クラブ（学童保育）を運営しています。放課後児童クラブでは、児童の放課後や長期休業時の望ましい遊び場や安心・安全な生活の場の確保のための体制整備やサービスの向上を図ります。

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	370	370	367	367	347
	低学年	214	200	173	172	157
	高学年	156	170	194	195	190
確保の方策	施設	4	4	4	4	4

### 【事業実施の考え方】

利用者のニーズを取り込みつつ、事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施いたします。

## 12. 産後ケア事業（新規）

妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、母子保健推進員、愛育班員等の母子に係る地域の人的資源や、研修を受けた子育て経験者・シニア世代者、保健師、助産師、保育士等の専門職等が、不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を行う事業です。日帰り型は、実施施設に日帰りで滞在し、助産師等による心身のケア、授乳相談、育児相談等を受けることができる事業です。訪問型では、自宅で、助産師等による心身のケア、授乳相談、育児相談等を受けることができます。

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	14	14	13	13	12
日帰り型	人	8	8	7	7	7
訪問型	人	6	6	6	6	5
確保の方策	人	14	14	13	13	12

\*令和7年4月より、子ども・子育て支援法改正に伴い創設される制度です。「地域子ども・子育て支援事業」ではなく、就学前教育・保育施設の利用にあたっての（義務的）給付サービスですが、本計画では、「地域子ども・子育て支援事業」等として一連の流れの中で掲載しております。

## 13. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）

親の就労状況に関わらず、子どもを保育所に預けられる制度です。また、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。なお、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	—	2	2	2	2
確保の方策	人	—	2	2	2	2

## 14. 妊婦等包括相談支援事業（新規）

現在の伴走型相談支援に相当するものです。妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実する事業です。

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	回／年	60	58	56	56	56
確保の方策	回／年	60	58	56	56	56

## 15. 子育て世帯訪問支援事業（新規）

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。本町では、国の動向をみながら実施を検討いたします。

## 16. 児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。また、児童及び家庭の状況をアセスメントして関係機関につなぐ等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。本町では、国の動向をみながら実施を検討いたします。

## 17. 親子関係形成支援事業（新規）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としている事業です。本町では、国の動向をみながら実施を検討いたします。

## 18. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。本町において適正な給付に努めます。

## 19. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。本町では、地域状況を鑑みながら実施を検討いたします。





## 第6章

### 母子保健計画



## 6-1 母子保健について

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であると同時に、次の世代を健やかに産み育てるための基盤となります。そのため、昭和40年に制定された母子保健法に基づき、国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進を図るため、保健指導・健康診査・医療その他の措置を講じることが定められています。

近年の母子保健及び育児を取り巻く環境においては、晩婚化・晩産化や未婚率の上昇による少子化の進行、核家族化、育児の孤立化に加え母子保健領域における健康格差などの変化が見られます。少子化に伴う子育て環境の変化や、家族形態・家庭環境が多様化する中で、子どもが健やかに生まれ育つためには、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の充実が必要となっています。

本町では、平成13年から開始した「健やか親子21」\*を踏まえ、子どもが健やかに成長し、次世代を安心して、ゆとりを持って育てるための基盤づくりとして、「母子保健は生涯を通じた健康の出発点」という観点を鑑み、母子保健対策を総合的・計画的に推進してまいりました。

「健やか親子21」は、令和5年3月22日に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（成育医療等基本方針）において、成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置づけられ、成育医療等基本方針に基づく医療、保健、教育、福祉などのより幅広い取組を推進するものとされています。

本計画では、こうした観点を踏まえ、「健やか親子21（第2次）」で示された課題や指標を基本とし、施策の実施状況等を検討・評価し、必要な見直しにつなげる、計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)というPDCAサイクルに基づく取組を適切に実施するための計画とします。

---

\*「健やか親子21」とは

「健やか親子21」は、「すべての子どもが健やかに育つ社会」に向けて、すべての国民が地域や家庭環境などの違いにかかわらず、同じ水準の母子保健サービスが受けられることを目指し、関係者、関係機関・団体が一体となって母子保健に関する取組を推進する国民運動計画であり、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンです。

## 6-2 母子保健事業の状況

本町では、下記の母子保健に係る事業を展開しています。

事業名	対象者	事業内容
母子健康手帳交付	妊婦	妊娠届出書、妊婦連絡票に基づき、保健師による保健指導を行い、母子健康手帳を交付しています。
妊産婦訪問指導	妊産婦	妊娠中もしくは、産後1年を経過しない産婦を対象に、保健師による家庭訪問を行っています。
妊婦委託健康診査	妊婦	妊婦健診は医療機関へ委託し、妊娠中に母子に大きな影響を及ぼす病気の予防と早期発見のために実施しています。医療機関での妊婦健診を一部、公費（町で費用を一部負担）で受けることができます。受診票は、妊婦一人につき14枚発行しています。
妊産婦健診交通費 出産準備宿泊費 助成	妊婦	妊産婦健診を受けるため、町外へ通院した際の交通費・出産準備のために要した宿泊費の一部を助成しています。交通費は地域ごとに定額を、宿泊費は1泊5,000円を上限とし、2泊分を限度としています。
妊婦歯科健診	妊婦	妊娠するとむし歯や歯周病になりやすい状態となるため、妊娠期間中に1回、妊婦歯科健康診査を受けられるようにしています。
産婦健康診査 費用の助成金	産婦	産後1か月に行う産婦健康診査にかかる費用を助成しています。
新生児聴覚検査の助成	新生児	生まれたばかりの新生児を対象に聴覚検査を病院に委託して、実施しています。
新生児・乳幼児訪問指導 (乳児全戸訪問事業)	新生児 乳幼児	町内に住所のある生後28日以内の新生児から乳幼児のいる全世帯を対象に、保健師による家庭訪問を実施しています。
乳児委託健康診査	乳児	乳児健康診査を医療機関に委託しています。疾病や心身の異常を早期に発見し、早期に対応するために、乳児の健康の保持増進を図っています。現在、一人の子どもに対し、2枚の受診票を発行し、乳児の健康増進を支援しています。
2か月児健康相談	乳児	生後2か月の乳児を対象に、身体測定、母親の骨盤体操と母親同士の交流を図るための情報交換をしています。
3か月児健康診査	乳児	生後3か月20日～4か月20日の乳児を対象に、体計測、診察（小児科・整形外科）、栄養指導などを公立七戸病院に委託しています。
乳児相談	6～7か月児 11か月児	6～7か月児、11か月児を対象に、身体計測、問診、育児相談、集団指導（離乳食・予防接種・事故予防・歯の健康など）、ブックスタート事業などを行っています。
1歳6か月児健康診査	1歳6か月～ 1歳8か月児	発達面のチェック、内科健診及び歯科健診などを行い、異常や疾病の早期発見、育児に関する相談・指導を行っています。
2歳児健康相談	2歳6か月～ 2歳8か月児	発達面のチェック、歯科健診などを行い、異常や疾病の早期発見、育児に関する相談・指導を行っています。また、むし歯予防を目標にフッ素塗布、ブラッシング指導やおやつ指導も行っています。
3歳児健康診査	3歳6か月～ 3歳8か月児	発達面のチェック、尿検査、視聴覚検査、小児科健診、歯科健診などの総合的な健康診査を行い、異常や疾病の早期発見をするとともに、育児に関する相談・指導を行っています。

事業名	対象者	事業内容
5歳児健康相談	4歳11か月～ 5歳2か月児 (年中児)	発達障害等の早期発見・早期療育及び就学前に生活習慣を確立することを目的に健康相談を実施しています。
幼児精神発達精密検査	幼児	幼児健診において、精神発達や言語発達面において気になる児を対象に、心理発達検査・発達のアドバイスを行っています。
ことばときこえの発達相談	ことばと聞こえの面での経過観察児	幼児健診において、言語発達面や聴覚面で気になる幼児を対象に、発達面の検査・発達のアドバイスを行っています。
乳児予防接種	乳幼児、児童、生徒	感染症を予防するため、予防接種を町内医療機関に委託し、実施しています。
命の学習(生を見つめる学習)	中学生	思春期に、命の大切さや育児の大変さを学び、母性や父性を養うことを目的に、中学校と連携を図りながら実施しています。

資料：七戸町 こどもみらい課

## 6-3 母子保健事業の内容・目標

### 1. 事業の内容と目標

#### 目標1 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

事業名	事業の内容・対象	目標値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
母子健康手帳交付と保健指導	母子健康手帳交付時に妊婦連絡票により妊娠中の生活についての指導等をする。また、妊娠25週を目途に保健指導を実施する。	充実	→	→	→	→
妊婦委託健康診査	医療機関にて妊婦健診を受診。受診票を14回分発行。	充実	→	→	→	→
妊産婦健診交通費出産準備宿泊費助成	妊産婦健診を受けるため、町外へ通院した際の交通費・出産準備のために要した宿泊費の一部を助成する。	充実	→	→	→	→
妊婦歯科健診	妊娠期間中に1回、妊婦歯科健康診査を受けられるようにする。	充実	→	→	→	→
妊産婦訪問指導	妊産婦に対し、保健師が訪問し指導する	充実	→	→	→	→
産婦健康診査費用の助成金	産後1か月に行う産婦健康診査にかかる費用を助成する。	充実	→	→	→	→
ホームページによる情報発信	妊娠から育児に関するサービスの情報提供をする。	充実	→	→	→	→

#### 目標2 子どもが健やかに成長発達するための環境整備

事業名	事業の内容・対象	目標値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
乳児委託健康診査	受診票の交付により医療機関にて2回無料で受診。	充実	→	→	→	→
新生児聴覚検査の助成	生まれたばかりの新生児を対象に聴覚検査を病院に委託実施する。	充実	→	→	→	→
新生児・乳幼児訪問指導(乳児全戸訪問事業)	全新生児及び乳幼児の家庭に保健師が訪問し指導。	充実	→	→	→	→
2か月児健康相談	健康相談、身体計測、母の骨盤体操、交流会	充実	→	→	→	→
3か月児健康診査	公立七戸病院に委託。(小児科診察、整形外科診察、栄養指導、個別指導)	充実	→	→	→	→
乳児相談	対象：6か月児～7か月、11か月 内容：保健指導、離乳食指導、ブックスタート事業	充実	→	→	→	→

1歳6か月児健康診査	歯科健診、内科健診、保健指導	充実	—			→
2歳児健康相談	歯科健診、歯の健康教育、ブラッシング指導、おやつを試食・指導、保健指導	充実	—			→
3歳児健康診査	尿検査、聴覚検査、歯科健診、小児科診察、栄養指導、保健指導	充実	—			→
5歳児健康相談	発達検査、集団遊び観察、保健指導	充実	—			→
幼児発達支援事業	幼児健診で要指導となった児を適切な療育へつなげること、親が子どもの成長・発達を確認し、適切な指導・助言をする。	充実	—			→
幼児精神発達精密検査	幼児健診で発達に不安のある人への事後フォロー。 心理判定員、保健師による聞き取りと心理発達検査。	充実	—			→
子どもの事故防止	各種健診時における事故防止に関する健康教育。	充実	—			→
ことばときこえの発達相談	ことばや聞こえの発達面で経過観察が必要な幼児に対し、やまぶき園の言語聴覚士が発達を伸ばしてあげられるようアドバイス等を行う。	充実	—			→
予防接種	対象：乳幼児・児童・生徒 内容：五種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ、Hib）、BCG、二種混合（破傷風・ジフテリア）、麻しん風しん混合（MR）、日本脳炎、水痘、小児肺炎球菌、子宮頸がん、B型肝炎	充実	—			→

## 目標3 子どもの心の安らかな発達の推進と育児不安の軽減

事業名	事業の内容・対象	目標値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
育児相談	電話、来所による相談。	充実	—			→
乳幼児虐待予防	乳幼児健診での育児不安に重点をおいた育児相談の徹底。親子の様子を観察し、早期発見と予防をする。	充実	—			→
こころが元気になる教室	対象：小学生 内容：こころのケアに関する健康教育、作業学習、音楽エクササイズを実施する。	充実	—			→

#### 目標4 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

事業名	事業の内容・対象	目標値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
命の学習	対象：中学生 内容：生命の尊重 パパママシュミレーション 乳幼児の発達など	充実	→			
食育教室	対象：小学生	充実	→			

## 2. 保健水準の目標

保健水準の目標は、下記のとおりです。

事業名	単位	目標値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊産婦死亡率	%	0	0	0	0	0
周産期死亡率	%	0	0	0	0	0
新生児・乳児死亡率	%	0	0	0	0	0
う歯保有率	%	減少	→			
妊婦の喫煙率	%	減少	→			
小・中学生の肥満率	%	減少	→			

## 6-4 関連施策の内容

### 1. 子どもや母親の健康の確保

母親は、妊娠、出産、産後の期間に様々な不安や負担を抱えています。環境の変化に伴うストレスやホルモンバランスの乱れなど、身体的・精神的に不安定になりやすい状況です。こうした時期に母親が抱える不安や子育ての悩みなどに寄り添い、支援をすることは大切です。また、発達、障がい、疾病のほか、子どもの成長段階に応じた様々な情報の提供や支援は、子どもの健やかな成長に欠かせません。

こうした中、子どもや母親の健康保持のため、子どもの成長段階にあわせた健診、指導を実施します。なお、医療については、公立七戸病院、上十三医師会等と連携を図り、小児医療体制の充実に努めており、引き続き、町内外の医療機関等との連携を強化し、情報提供の充実に努めます。また「子育て世代包括支援センター」による切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策を推進します。

事業名	内容
妊産婦健診、訪問指導等の実施	妊娠期・出産期・新生児期及び乳幼児期を通じて子どもが健やかに育ち、母親が安心して子育てできるよう、関係機関と連携を取り、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実に努めます。
乳幼児健診、予防接種等の実施	すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、各年齢段階の健康診査及び予防接種を行い、疾病の予防や早期発見・早期治療を図るとともに、健康相談、保健指導等を実施し子どもの健全な育成を図ります。
子育て家庭に対する相談支援の実施	育児環境の孤立化等によって生じる虐待問題を防ぐため、妊娠期からの継続した相談指導等を実施し、保護者の育児不安の解消等に努めるとともに、児童虐待を早期発見できる体制の整備を行います。
小児医療の充実	子どもの健康管理に、かかりつけ医を持つことの大切さを啓発するとともに、子どもを安心して育てていくための環境整備に努めます。

#### ◆家庭や家族、みんなができること◆

- ✓ 妊娠にできるだけ早く気づき、きちんと妊娠届を出して母子健康手帳をもらいましょう。
- ✓ 母子とともに、健診を忘れずに受けましょう。
- ✓ 健康な赤ちゃんを産めるよう、妊婦はバランスのとれた食事を心がけ、喫煙、飲酒はやめましょう。
- ✓ 妊婦には席を譲りましょう。
- ✓ 妊婦のそばでは喫煙しないようにしましょう。
- ✓ 子どもの健康状態には常に気を配り、適切に対応できるようにしましょう。
- ✓ 予防接種は忘れずに受けるようにしましょう。
- ✓ 将来、子どもが健康でたくましく成長するために、乳幼児からの健康管理をしっかりと行いましょう。
- ✓ 健康に関する相談や教室は、気軽に利用しましょう。

## 2. 思春期保健対策の充実

思春期は、健康に関する様々な情報に自ら触れて行動し始め、生涯を通じた健康づくりのスタートとなる重要な時期です。一方で、情報社会の進展によりSNS等から科学的根拠のない誤った情報に触れたり、健康に関する正しい知識を持たないまま、健康を阻害する機会に触れてしまうリスクもあります。また、心身の発達途上の不安定さゆえに不安や悩みを抱えてしまう場合もあります。

本町では、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、児童・生徒の心身の健全な発育を支える環境づくりに努めます。また、性に関することや肥満や痩せなど自身の体に関すること、飲酒・喫煙・薬物に関すること等、思春期の保健対策に欠かせない事項について、啓発や普及を推進します。

事業名	内容
母性・父性育成事業の推進	少子・核家族化が進行し、子どもとふれあう機会が少なくなっています。そのため、思春期で乳幼児とのふれあう機会を設け、子どもを産み育てることの意義を理解し生命を慈しむ心を育てるための支援をしていきます。
性教育の推進	望まない妊娠や性感染症等を防ぐため、性に関する正しい知識の普及を図っていきます。
飲酒・喫煙・薬物等の知識の普及	薬物や喫煙が体に及ぼす影響について、正しい知識を持てるよう支援していきます。
健康教育の推進	学校及び関係機関と連携し、心も体も健康な子どもの育成に努めます。

### ◆家庭や家族、みんなができること◆

- ✓ 親の生活リズムに子どもを巻き込むことなく、子どもには規則正しい基本的な生活習慣を身につけさせましょう。
- ✓ 子どもが一番身近な相談相手になれるよう、親子の信頼関係を築きましょう。
- ✓ 思春期においては、子どもの変化を見逃さないようにしましょう。
- ✓ 思春期の子どもには、乳幼児とふれあう機会を増やしましょう。
- ✓ 子どものスマートフォンの利用については、SNSやインターネット利用などについて約束事を決めましょう。
- ✓ 地域や家族とも、受動喫煙について正しい知識を持ち、できる限り子どもの前では喫煙しないようにしましょう。
- ✓ 未成年者の喫煙・飲酒の害を正しく知り、決して子どもに勧めることがないようにしましょう。
- ✓ 未成年者の喫煙・飲酒を見つけた場合には注意するようにしましょう。

### 3. 食育の推進

「食育」とは、子どもたちが自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力を身につけることはもちろん、食卓での一家団らんを通じて社会性を育んだり、地域の食文化を理解することまでも含む幅広い教育です。

食は、日々の生活のエネルギー源を補給するものだけでなく、食を通したコミュニケーションや、自然への感謝の心などを育み、豊かな心身や生活の形成にもつながる重要なものです。しかしながら、現在の子どもたちを取り巻く食生活においては、朝食の欠食、栄養の偏り、食習慣の乱れなどが課題となっています。

そこで、町民の食育に対する理解を深めるとともに、親子料理教室の開催や保護者への食習慣改善の指導などを通して、子どもたちの健康づくりや生活習慣病の予防・改善につながる健全な食生活の実に向けて、食育を推進します。

事業名	内容
食生活改善活動の推進	子どもたちが健やかに成長するため、妊娠期から食生活をはじめとした正しい基本的生活習慣が確立できるよう、関係団体と連携をとり支援していきます。
食育教室の実施	学校及び各関係機関等と協力し、食育に関する教室等を実施します。

#### ◆家庭や家族、みんなができること◆

- ✓ 食に関する事業に積極的に参加し、理想的な食事と食習慣を身につけましょう。
- ✓ 子どもの前では、できる限り偏食しないようにしましょう。
- ✓ 食事を通じて親子の絆はもちろん、他の子育て家庭との交流を深めましょう。
- ✓ 子どもと一緒に料理を作る機会を増やしましょう。
- ✓ 産地を選んで購入できる場合は、なるべく地元の食材を選びましょう。





## 第7章

### 計画の推進及び評価



## 7-1 計画の推進体制

本計画に掲げた施策や事業を総合的に推進するため、関係各課及び関係機関との密接な連絡調整を図ります。また、関係機関のみならず地域を構成する一人ひとりが、子ども・子育て支援に関心を持ちつつ、その重要性について理解を深め、互いに連携しながら一体となって進めていくことができるように努めます。

子育て支援の施策は、国や県の制度や計画と関わりが深いいため、国・県との連携を図り、町の実情に即した取組を積極的に推進するうえで必要な側面については、国や県への要請や働きかけを行います。

### 1. 行政の役割

行政は、本計画に掲げる施策を積極的に推進するとともに、住民や企業等が子育て支援の推進に積極的に参画できるよう情報提供や意識啓発に努めます。

本計画は、育児支援・母子保健を中心に、教育、まちづくり、就労支援など子育てに関わる幅広い分野に及んでいることから、施策の総合的・計画的な実現のため、庁内関係各課の連絡調整及び保健・医療・福祉に関わる各機関との連携体制を強化します。

### 2. 家庭の役割

家庭においては、十分な愛情を持って子どもと接するとともに、人としての基本的なしつけや社会のルールを教え、次世代を担う子どもたちの健全な育成に努めることが大切です。また、仕事や子育てにおいて、男女共同で関わるという意識を持ち、互いの協力を大事にしていきます。

### 3. 地域社会の役割

地域社会全体が子どもや子育て中の家庭を見守り、支えるという意識のもと、声かけや地域活動への積極的な参加を通して、地域の子どもたちや母親らとのふれあいの機会を増やし、地域全体で子育て支援に取り組むことが大切です。

また、本計画の推進には、ボランティア活動をはじめとした住民活力が大きく期待されることから、住民参画の気運を高めていくことが望まれます。

### 4. 学校の役割

学校は、子どもの学びを促進する重要な場所です。子どもたちが学校生活を通じて、様々な人との交流や豊かな経験、体験をするとともに、自主性や社会性を育みながら、子どもの発達に応じた個性を伸ばす教育を重視して役割を遂行します。また、学校施設の開放などを通して、放課後における子どもの居場所としての機能や、地域における住民同士の交流の場としての役割が望まれます。

### 5. 企業の役割

企業においては、国の動向等を踏まえつつ、子育て支援制度を導入、定着を推進することが強く望まれます。また、同時に従業員一人ひとりが子育て支援の重要性を理解し、子育て中の保護者が、気兼ねなく制度を利用できるよう、職場環境づくりを進めます。

## 7-2 計画の点検・評価・改善

### 1. 子ども・子育て会議の運営

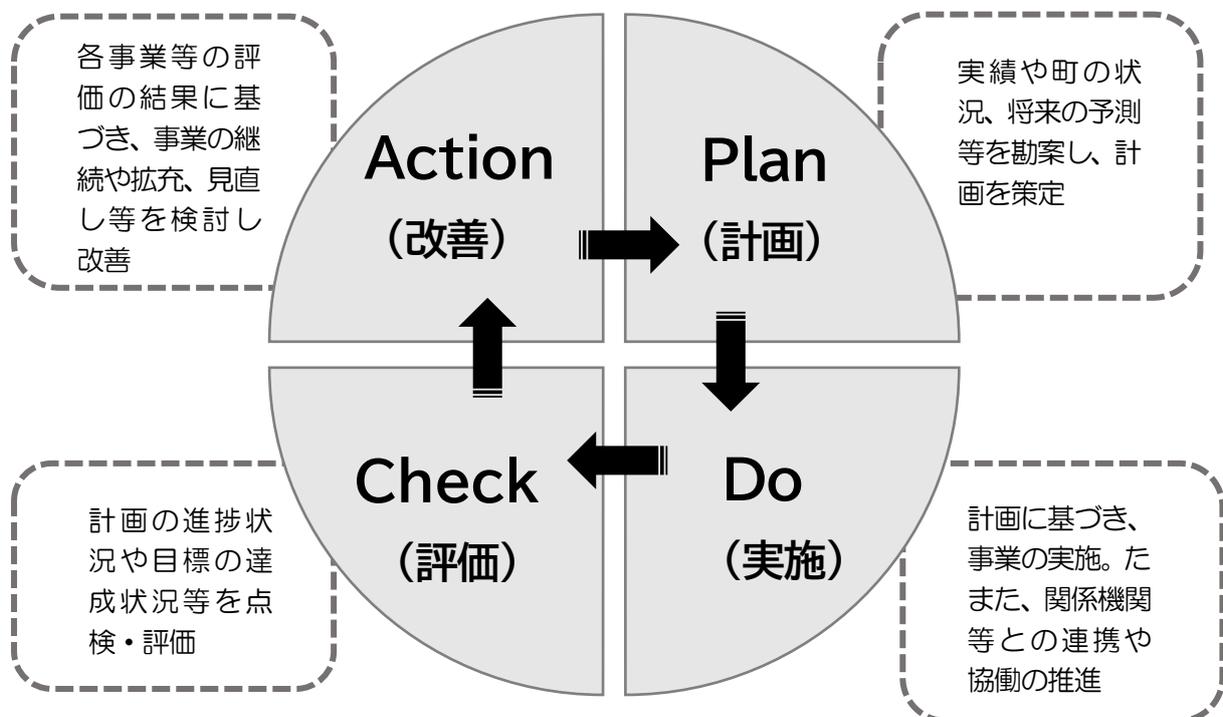
計画の進行状況の管理及び実施状況の点検評価については、有識者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される、「七戸町子ども・子育て会議」において、事業の実施状況並びに進捗状況の確認、評価、今後の対策を講じていきます。

### 2. PDCAサイクルによる検証

各種施策や事業の進捗状況、事後の達成度・取組状況を評価することで、施策や事業のさらなる展開や見直しにつなげていきます。また、その結果を踏まえ、事業の継続や拡充を行ったり、必要な取組を新たに追加したりする等、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）というPDCAサイクルにより計画を推進します。

### 3. 計画の公表、住民意見の反映

町のホームページ等を活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会で住民の意見を把握し、住民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。





參考資料



## 資料1 子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 12 日

条例第 33 号

### (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、七戸町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務その他町長が必要と認める事務を処理するものとする。

### (組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 10 人以内を持って組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験がある者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他町長が認める者

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 子育て会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の子育て会議は、町長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第 7 条 子育て会議の庶務は、こどもみらい課において処理する。

### (委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附則

1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

2 この条例施行後最初に委嘱された第 3 条第 2 項の委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定に関わらず平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附則(令和 3 年 12 月 3 日条例第 38 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 5 年 3 月 9 日条例第 10 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料2 子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和5年4月1日～令和8年3月31日)

	氏名	摘要	備考
1	小又 淑	元園長・小学校長	会長
2	堤 恵	城南こども園主幹保育教諭	副会長
3	坂倉 前子	城南児童センター長	
4	後藤 辰也	七戸美光園長	
5	田中 忠志	WONDERWALL 所長	
6	盛田 安和	七戸町主任児童委員	
7	林 学	保護者代表（教育・保育施設関係）	
8	菊地 千恵美	保護者代表（学童関係）	
9	附田 良亮	七戸町教育委員会 学務課長	
10	近 瑛未可	七戸町こどもみらい課 保健師	

## 第3期

# 七戸町子ども・子育て支援事業計画

発行／令和7年3月

編集・発行／七戸町 こどもみらい課  
(天間林保健センター内)

〒039-2827

青森県上北郡七戸町字森ノ上 359 番地 5

TEL 0176-58-7622

FAX 0176-68-3536